

平成28年12月甲良町議会定例会会議録

平成28年12月5日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第50号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第51号 尼子駅コミュニティ施設設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第52号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第53号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第54号 甲良町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 第9 議案第55号 甲良町第三者調査委員会設置条例
- 第10 議案第56号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第57号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第58号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第59号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第60号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第61号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 同意第4号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第17 請願第5号 原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願
- 第18 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
総務課参事	宮川哲郎	教育総務課参事	福原猛
住民課長	米田志保子	産業課長	川嶋幸泰
企画監理課長	中川雅博	建設水道課長	北坂仁
保健福祉課長	小林千春	人権課長	陌間守
税務課参事	中川初美	会計管理者	寺川貴代美
税務課参事	上田和光	呉竹センター館長	山田光義

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前9時02分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成28年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 西川議員および9番 丸山議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成28年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

11月5日、6日には、三重県津市で開催されました「第9回高虎サミット in 津」に参加し、また、11月21日には、滋賀県の魅力を発信し、企業誘致につなげることを目的とした「びわこ立地フォーラム in 東京」へも参加いたしました。

その中で、出席者は企業が130社の関係者や金融機関の方々も含め、総勢200名余りが参加され、甲良町南部工業団地のPRをさせていただき、多くの方との情報交換をさせていただきました。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第49号は、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第51号は、尼子駅コミュニティ施設設置に関する条例の一部を改正

するものであります。

議案第52号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第54号は、甲良町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定でございます。

議案第55号は、甲良町第三者調査委員会設置条例の制定でございます。

議案第56号は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、補正予算でございます。

議案第57号は、平成28年度甲良町一般会計補正予算（第4号）は、1億8,919万6,000円を追加し、補正後予算額を40億8,080万3,000円とするものでございます。

主な補正項目としまして、総務管理費ではふるさと館拠点整備事業補助金および被災地支援金の増、社会福祉費では、臨時福祉給付金事業システム改修および扶助費の増、農業費では、担い手確保・経営強化支援事業補助金および地方創生推進事業の増などがございます。

議案第58号は、平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、27万円を追加し、補正後予算額を11億7,647万円とするものでございます。

議案第59号は、平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、42万円を減額し、補正後予算額を7,181万3,000円とするものでございます。

議案第60号は、平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、2,108万5,000円を追加し、補正後予算額を7億9,442万5,000円とするものでございます。介護サービス等諸費の増減が主なものでございます。

議案第61号は、平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、11万9,000円を追加し、補正後予算額を1,887万円とするものでございます。

続きまして、同意第4号は、甲良町監査委員の選任につき同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、本日提案いたしました案件について、議案13件および同意1件の概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といた

します。

○木村議長 次に、日程第3 議案第49号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課参事。

○上田税務課参事 それでは、議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律および所得税法等の一部を改正する法律が、平成29年1月1日に施行されることに伴い、甲良町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

第1条の改正内容でございますが、本則第19条、第43条、第48条、第50条につきまして、地方税法等の改正に伴い、個人、法人において町民税の申告後に減額更正を行い、再度、増額更正をした場合に延滞金の計算期間が一定の期間を控除して計算されることに伴い、所得の規定の整備について改正するものでございます。

また、付則第20条の2につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法の非課税等に関する法律の改正に伴い、特例適用利子等および特例適用配当金について免除措置があったものが排除されることの規定を新設するものでございます。

次に、付則第20条の3につきましては、付則第20条の2の新設に伴い、条ずれによる改正をするものでございます。

次に、2条関係の改正内容といたしましては、甲良町税条例の一部を改正する条例の一部の改正で、旧の3級品の紙巻きたばこの特例税率について、平成31年4月1日までの間に段階的に税率を引き上げることにより、文言の読みかえによる所要の改正でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第4 議案第50号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第50号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

○上田税務課参事 議案第50号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律が、平成29年1月1日に施行されることに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから改正するものでございます。

まず、付則第10項、第11項につきまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴い、町民税に課税される特例適用利子および特例適用配当の額を国民健康保険税の所得割の算定および軽減判定に用いる総所得金額に含める必要が生じたので、新設するものでございます。

なお、付則第12項、第13項につきましては、第10項、第11項の新設に伴う条ずれにより改正をするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより議案第50号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。
起立全員です。
よって、議案第50号は可決されました。
次に、日程第5 議案第51号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○陌間事務局長 議案第51号 尼子駅コミュニティ施設設置に関する条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成28年12月5日。
甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。
産業課長。

○川嶋産業課長 議案第51号 尼子駅コミュニティ施設設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

現条例につきましては、尼子駅コミュニティ施設設置だけの条例でございましたけれども、施設管理で指定管理ができるように条例を改正するものでございます。

尼子駅コミュニティ施設設置に関する条例の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。尼子駅コミュニティ施設設置および管理に関する条例。

第2条各号を削り、同条に次の表を加える。

第5条を10条とし、第4条を9条とし、同条の前に次の4条を加える。
施設の管理でございます。

第5条 町長は駅施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2、第3項の規定により、法人、その他の団体にあつて、町長が指定するものに行わせることができる。

指定管理者の指定の手續。

第6条 町長は指定管理者の指定および指定の手續等に関しては、甲良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき行うものとする。

指定管理者の業務。

第7条 指定管理者は次の各号に掲げる業務を行う。

1号 第3条各号に掲げる事業。

2号 施設および設備の維持管理に関する業務。

3号 前2号に掲げるもののほか、町長が認める業務。

開館時間等。

第8条 駅施設の開館時間は、午前6時半から午後6時までとする。

第2項 指定管理者は、必要と認めるときは町長の承認を得て、第1項に規定する開館時間を変更することができる。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

事業でございます。

第3条 駅施設は、次に掲げる事業を行う。

1号 駅利用者の利便性の向上に資する事業。

2号 地域コミュニティを促進するための事業。

3号 その他駅施設の設置の目的を達成するための必要な事業。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 3点、質問させていただきます。

1点目は、従来の委託から指定管理に変更することですが、それによっての好条件と不利な面はどのようなものか説明をお願いします。

2つ目ですが、尼子駅コミュニティ施設の運営に関する収入、支出はどのような種類があるのか。現在も収入、支出があるのかどうか。中身がどのようなのか。そして、指定管理に変わることによって、この収入、支出の内容、種類が変わるのかどうか。

それから、3つ目は、指定管理にあたっての公募方式、非公募がよく言われます。今回の尼子駅コミュニティ施設の設置に関する条例については、どちらを考えているのか。これは、現在、シルバー人材センターに委託をされていると思いますが、地元雇用を守るためにも、非公募方式がふさわしいというように思いますが、その見解をお尋ねします。

以上です。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 従来は委託でございましたけれども、委託費につきましては、かなり費用がかさんでおりますので、費用の節減にはなるかと思っております。それと、収入でございますけれども、自転車を扱っておりますので、その費用

があります。第3点目の公募に関しましては、非公募がいいと思いますけれども、それにつきましては今後、十分検討させていただきたいと思います。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 この条例が設置されるわけですが、それにあたって公募か非公募か、これを今後考えるという点は大変おかしなことだと思います。現在、委託をされているわけですから、それを指定管理に変える。それが現在はシルバー人材センターが運営をされていますが、それでどちらにするのかというのは考えておられて、これが出てきていると思いますが、再度お尋ねします。

それから、最初に質問しました2点目の収支のところですが、費用がかさんでいると、収入については「めぐりんこ」の収入だけ。収支そのものは、収入は支出よりもうんと少ないというように思います。そうしますと、指定管理を受ける業者ないしは団体、NPO等、ここらが収支を考えて引き受けるかどうか。現在、シルバー人材センターさんに委託をされているわけですが、その収支は赤になれば、その指定管理を受ける団体が引き受けるという形になります。ないしは、指定管理を受けた後、収入のところではどういうように、この運営に関して、つまり、コミュニティ施設を運営管理する上で、収入を増やさなければ、この運営は難しいわけですね。ですから、収支の状況は今、率直に言って赤字なのか黒字なのかというのをお聞きします。2点です。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 まず1点目の公募と非公募の関係ですが、原則的には公募でしたいと思うんですが、どうしても公募でない場合は、非公募ということになるかもしれませんが、そこら辺はちょっとまだ十分ではありません。公募でしたいと思っておりますけれども、検討させていただきたいと思います。

それと、収支のことですが、自転車の関係につきましては、これだけの収入でございますので、今はそれだけ考えると赤字ですが、町の方で委託費等を出しております。それと、最終的には指定管理料が決められると思いますので、その点を含めましてそこら辺でいろいろなことを含め、あるいは公園の管理等もございまして、その部分も含めて指定管理料を決めて、運営していただけるような体制にもっていきたいと思っております。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 指定管理料を払われるということでしょう。つまり、町の方から受ける団体、運営される団体に支払いをする。その指定管理料で赤字が出ないように運営するという範囲になると思うので、最初に答弁された指定管理の

公募方式を考えていると言われましたが、非公募がふさわしいという方向でしてもらう必要があるのではないかと。つまり、現在4、5人の方がローテーションで管理をされています。その方の雇用が守れるかどうかについて不安定になりますよね。つまり、公募でして、町外の営利を目的とされた方が来られたら、当然、その時間給やらが絞られてくる。つまり、収支を取ろうと思えば、時間給が削られていくわけですから、その雇用を守るという立場で望んでいただきたいと思います。いかがですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 基本的には今おっしゃられたように、非公募で今までやっていただいておりますので、非公募でしたいと思います。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第6 議案第52号および日程第7 議案第53号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第52号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第52号と53号について、続けてご説明を申し上げます。

す。今回のこの条例の改正につきましては、人事院勧告に基づきます職員ならびに特別職の給与に関する改正の条例案でございます。

まず、52号の一般職員の給与でございますが、めくっていただきまして、条例の別表がございます。これにつきましては、民間給与水準をふまえて、平均で0.2%引き上げるといふ俸給表の改正になっております。併せて、勤勉手当の改正ということがあります。現在は、年間で4.2カ月分の、いわゆる期末勤勉手当になっておりますが、今回の改正で、年間で4.3カ月、0.1カ月分上がるという改正になっております。

それが、議案第52号で、甲良町職員の給与に関する条例の一部改正です。

第1条 甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

付則第19項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改めるということでございます。

ずっとめくっていただきまして、4ページをご覧ください。

第2条で、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

付則第19項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改めるというものでございます。

第2条につきましては、これは平成29年分の改正にかかわってくるものでございます。

次に、第53号をお願いします。甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、町長、教育長の給与に関するものでございます。

これにつきましては、期末手当の率を改正するという内容になっております。現在、特別職の期末手当につきましては、年間で合計3.15カ月ですが、これが3.25カ月に改まるというものでございます。

なお、町長の28年度中の期末手当につきましては、現在、率が変わっておりませんが、同様に今回の人勧のアップにつきましても、今回、町長の期末手当については上げないということで、現在の条例をそのまま活かしていくということで考えております。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改めるというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 1点、質問させていただきます。

全協でも聞かせてもらいましたが、今回、期末手当について町長の引き上げについてはしない、これは人事院勧告にしばらくならないという理由だったと思います。しばらくならないとした理由、論議はどのようなものからか説明をお願いいたします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 甲良町の中でいろいろ問題といたしますか、いろいろある中で、町長の給与の関係とかいろいろありました中で、今、条例が設置されております。町長の給料の一部カットにつきましては、9月議会で議員より提案がなされて、現在は元に戻っているところですが、期末手当については条例上まだ減額の状態になっておりますので、今回そのことをふまえて、28年度中の町長の期末手当については、4月に条例で定めたとおりにアップをしないという方向でやるということで考えております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第8 議案第54号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第54号 甲良町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○川嶋産業課長 議案第54号 甲良町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例につきまして説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律が改正されたことによりまして、新たに甲良町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定でございます。以前までは、農業委員会に関する条例におきまして、選出方法が10名につきましては公選法で、あと7名は推薦でございました。公選法に基づくものから、町長が議会の同意を得て任命する方法に変わったことによりまして条例改正でございます。

甲良町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

趣旨でございます。

第1条 この条例は農業委員会等に関する法律、第8条第2項および第18条第2項の規定に基づき、甲良町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

農業委員の定数。

第2条 農業委員の定数は14人とする。

推進委員の定数。

第3条 推進委員の定数は7人とする。

付則。この条例は平成29年7月20日から施行する。

甲良町農業委員会に関する条例の廃止。

甲良町農業委員会に関する条例を廃止する。

この条例につきましては、選挙による委員の定数を定めるだけの条例でございまして、10人ということになっておりましたけれども、それを廃止するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 全員協議会で規則についての論議がありました。そこで、お尋ねするのは、来年、任期を迎える農業委員については新法が適用されて、公選制が廃止されます。ですから、それに伴って農業委員会の性格も、図で示されましたが、変わってまいります。現在ある定数を定める条例のもとに、農業委員会に関する規則が定められています。その規則についても変更の用意があるのかどうかいろいろ論議がありました。

そこで、既に各字やさまざまな団体等で調整がされます。また、行政の側でのやり取りが出てきます。そういう点からも、枠組みをきちっと定めていく必要がありますし、論議でありました、早く適用できる規則を設置するというのが大事なところですが、この7月20日に従来の条例は廃止になります。けれども、条例だけですから、規則についてはそういう農業委員を選定していく枠組みが必要です。また、新たな任務についても新農業委員さんの認識をきちんと持ってもらうという点で準備を早くする必要がありますが、これについてはいつごろ、新制度に適用できる規則を提示する予定ですか。答弁をお願いします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 現在の農業委員会の規則につきましては、農業委員会の議事規則が主なものでございまして、定数の枠組み、いろいろなものにつきましては要綱等で改正されています。その要綱等につきましては、この条例定数が可決されましたら、それに基づきまして要綱、細則につきましては、案は持っておるんですけれども、早急に決めさせていただきまして、今度の農業組合長会等にお示しして、各字が困らない、選出できるような体制にもっていきたいと思っております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第55号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第55号 甲良町第三者調査委員会設置条例。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第55号 甲良町第三者調査委員会の設置条例について、ご説明申し上げます。

この条例は、第1条で地方自治法第138条4第3項の規定に基づき、諮問または調査のため執行機関の附属機関として、第三者調査委員会を設置するというものでございます。

全協のときに西澤議員から依頼がありました、この第三者調査委員会に対する規則ができていますのかとご質問がありましたので、まだ未定稿ではございますが、お手元に配布させていただいております。今回のこの設置条例は、条例そのものは甲良町が今後、いろんな関係でこういう委員会が必要となってくる場合に、根拠法令が要りますので、これについては先ほど言いました地方自治法で定める必要があるとなっております。そういった関係の条例でございませう。

所掌事務としましては、第2条で第三者調査委員会の所掌事務は、発生した事案前に別に定めるということで、この別に定めるということが、お手元に配らせていただいております委員会の規則ということになります。

組織としまして、第3条で第三者調査委員会の構成の定数は3名以内とする。2、前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、または審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員を置くことができるとしております。3、第2項の委員および臨時委員等は学識経験のある者、その他適当と認める者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱または任命するということでございます。第4条では、必要な事項はまた別に定めるということでございます。

この第三者調査委員会につきましては、日本弁護士連合会が出しておりますガイドラインの中で、独立した委員のみをもって構成し、調査を実施した上で原因、分析、必要に応じて再発防止策を提言するというもので、この調査の中身については公開をしていくという内容のものでございます。町としては、外部の方で調査をしていただきたいと考えております。

それと、規則の方に少したっておりますが、この委員会の委員の任期につきましては、町が委嘱をした日から、調査委員会から町の方へ報告が終了した日までということ、特にいつまでという期限は設けておりません。

調査の内容を簡単に規則の第7条の方で少し掲げておりますが、税務課職

員をはじめ、調査委員会が関係すると判断する職員に対して、事実関係などに関する陳述、説明等を求める。調査対象者に対して文書、資料の提出等を求め、現場においても必要な場合には説明を求めるといったような内容になっております。

規則の第8条で、調査員につきましては、必要な学識経験、その他専門性を有する者で、本町と利害関係を有しない者のうちから、調査委員会の選任によって町長が委嘱すると考えております。

調査委員会の事務については、総務課で行うと定めております。

規則の一番下の方、付則で調査員に対する謝礼ということで、後でまた説明させていただきますが、いわゆる委員、調査員でなく委員ですが、第三者委員会の委員3名の方については、全協でも説明しましたように、1時間1万円ということ、後で条例提案させていただきたいんですけども、ここでいいます調査員、実際に調査に携わる者についての謝礼については、ちょっとまだ町の方では決定をしておりませんので、ちょっと空白にさせていただいておりますが、これは報償で支払いを考えております。

以上、概要です。よろしくお願いたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 動議を提出します。

○木村議長 西澤議員、何の動議ですか。

○西澤議員 この議案第55号に関する動議です。委員会付託がふさわしいと思います。それは、新条例であります。それが1つです。

2点目は、熱い焦眉の問題では公金の横領事件、これを解決、真相を解明していくということが大事なところで、今日示されました規則の中にもうたわれています。

また、3点目は、今日初めて規則が未定稿ですけども、示されました。概要の枠が示されたと思います。そういう点では、議会がきちっとこのことの独立が保たれる、担保されるかどうかについての論議が必要ですので、委員会付託がふさわしいということで提起をさせてもらって、動議の提出とします。

○木村議長 ただいまの西澤議員の動議に対して、賛成者はありますか。

賛成者がいますので、動議は成立しました。

お諮りします。

議案第55号を総務民生常任委員会に付託することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

賛成6人です。したがって、議案第55号を総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第56号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第56号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 それでは、議案第56号の説明をさせていただきます。甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

めくっていただきまして、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するという事で、先ほど産業課の方から提案のありました農地利用最適化推進委員に関する事と、今、提案させていただきました甲良町第三者調査委員についての報酬に関するものでございます。

別表中、農業委員、年額9万5,000円ですが、そこに農地利用最適化推進委員、年額9万5,000円の追加でございます。

次に、甲良町第三者調査委員、1時間、1万円、これを追加するという事で、特別職の報酬に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 先ほど、55号でも総務課長が説明されましたが、臨時調査員の報酬、ここに旅費の規定に基づいてと、費用弁償の考え方で臨まれるのか、それとも実費でかかった分というように設定をされるのか、改めて説明をお願いします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 甲良町の一般職の旅費規程を適用すると考えております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第57号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第57号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 議案第57号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

今回の補正につきましては、1億8,919万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億8,080万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正で説明いたします。また、地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正で説明いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。13款 国庫支出金8,389万1,000円、14款 県支出金1,076万9,000円、16款 寄付金300万円、17款 繰入金4,141万円、19款 諸収入12万6,000円、20款 町債5,000万円。歳入合計、補正前の額38億9,160万7,000円、補正額1億8,919万6,000円、計40億8,080万3,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出。1款 議会費、補正額16万円、2款 総務費2,495万9,000円、3款 民生費4,392万6,000円、4款 衛生費34万円、6款 農林水産業費1億1,059万3,000円、7款 商工費16万2,000円の減、8款 土木費206万5,000円。

3ページをご覧ください。

9款 消防費90万4,000円、10款 教育費629万2,000円、13款 諸支出金11万9,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でござ

います。

4 ページをご覧ください。

第2表、地方債補正。起債の目的、地方創生拠点整備事業債、補正予算債 5,000万円、補正後5,000万円、計5,000万円。補正前、1億8,671万6,000円、補正後、2億3,671万6,000円でございます。

以上で、説明を終わります。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。11ページの還付金のところでちょっとお尋ねしたいんですが、全協のときには、これは法人の分と説明を受けております。10月の調査の段階で、公金着服の関係で調査されている段階で、扶養家族手当が60万円ほどまだ戻されていない、甲良町にはお金が入っているはずだというようなことをお聞きしたんですが、その件に対しては今現在どのような扱いになっているのでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 この予算の還付金につきましては、この横領の分とは別の問題でございます。

それともう一つ今おっしゃっておられる扶養手当の件というのは、ちょっとどのようなことであるのかよくわからない部分があるんですけども、またそれも横領についてではないように思っておるんですが、どうでしょうか。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 少し詳しく申し上げますと、一般質問の方でやろうかと思っていたんですけども。要は、国保会計が延滞金を滞納されていたということで役場へ来たといって、いろいろとあなたは延滞金がありますよという話の中から、いろんな話をしているうちに、その人は扶養があったのに扶養手当を申請していなかったということで、小島君が別室に呼んでこういう手続をすればお金が戻ってきますよという話をされて、県税事務所までいろんな書類申請をしたという話の中から、10月の調査の段階で甲良町職員が3名、男2名、女1名、それから捜査2課が2名という形でいろいろと調査されて、いろんなことをした中で、甲良町には六十何万何がしか入金はされているんだと。本人の手元には渡っていないというようなことから、相殺されているかどうかは、延滞されていますから、その辺の中身はちょっとわからないんですが、そういう中で宙に浮いた形になっているのか、それとも相殺されたのか、本人は了解されていないようですから、宙に浮いているんだとは思いますが、そういうことが現実問題としてあるのかどうかということ

をちょっとお聞きしたいんです。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 今の内容におきましては、現段階でお答えすることはできませんので、ご了承願いたいと思います。

○木村議長 8番 西川議員。

○西川議員 その中身はなかなか答えられないと思うんですけども、還付されてきている金があるはずなんですね。その辺がどういう処理をされているかということです。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 今、この予算に関しての内容ではございませんので、今、予算に関しては法人の関係のものでございますので、先ほど上田参事が申し上げたとおり、横領に関するものではございませんので、答弁は控えさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 全協でも若干論議がありましたが、7月に小島の親が弁済してきた3,000万円、これの入金と6月議会が終わった後の7月。ですから、9月議会、そして、12月議会で見ますと、この9月議会の補正にはその入金はありませんでした。今回もその入金がないように見られますが、この3,000万円、弁償の処理、どのようにされているのか、これが1点です。

それから、2つ目はそのような性格、全協でもその3,000万円、つまり着服した税金の税目が軽自動車税、それから町・県民税、そして、国保税というように税目が分かれるので、すぐに入金できないという答えでしたが、それであれば、性格の定まらない入金についての規定、これがあるのかどうか。

それから、3点目。これは、性格の断定できない入金は預り金で処理をし、何らかの会計、支出して、3,000万円の補完を明らかにしなければ、議会のへの報告は全く要らず、全協でも驚きの声が聞かれましたけれども、宙に浮いたお金、つまり簿外収入として処理をされています。これは、会計の処理の規定にも反することだというように思いますので、即刻改善が必要だと思っております。

4点目は、納税が確認できたものが、この町税、収入に入っていないように思われます。それは、未納の通知がされて、本人さんが抗議をされました。私が直接知っているのは、3件です。金額はそれぞれ1万とか3万とかいう金額であります。その抗議をされた後、入金を確認されましたという通知がされています。ないしは、口頭で入金がされていますということで処理が

されたようです。この分については、補正で町税の収入ないしは軽自動車であれば軽自動車税、それから、国保税は国保税の別の会計ですけれども、その会計処理。それから、固定資産税は固定資産税で一般会計に入ってきます。こういうなのに入っていないように思われますが、どういう処理をされているのか説明をお願いします。これが、入の分です。

それから、11ページの補助金、ふるさと館の事業の補助金ですが、全協では在士の和 r k に委託をするということで説明がありました。しかし、帰って調べてみますと、一般社団法人の高虎候顕彰会が設立をされるという案内が届いていました。それで、その社団法人の設立に関して、この補助金が出される、ないしは今後の運営、つまり、事業開始にあたっての600万円だと思いますが、この説明をお願いします。在士和 r k ではないということですね。それとも、これとは別に在士和 r k に600万円の補助金が出されるのでしょうか。

それから、6点目ですが、これは一般質問でも提起をしましたが、一般質問にしますと補正予算がこの12月議会を過ぎますとありません。ですから、暖房費の補助、低所得者、生活困窮者への暖房費の補助は計画をされた、ということで相談をされたり、検討をされていたのかどうかのお尋ねです。

以上、6点に渡りますけれども、一括で質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 企画の方からは、ふるさと館の拠点整備の補助金の関係を説明させていただきます。

まず、過疎化交付金で藤堂高虎をキーワードに拠点施設ということで計画をさせていただきました。その中で、官民共同ということもありましたので、誰がどのように運営したらいいのかということを検討する、(仮称)高虎検討委員会を6月に発足しました。町の商工会なり、観光協会なり、在士の区長、副区長なり、地域おこし協力隊なり、銀行なりが入ってもらって、誰が運営するのが望ましいかなというような協議をして、その中で地元さんがいいんじゃないかと。その中には、和 r k さんがあるので、和 r k さんにやってもらったらどうかというご意見がありまして、和 r k さんの方と話を進めてきました。その中で、やっぱり農業法人ですので、法律の関係で農業関係のことしかできないと。体験農業なり、お酒をつくったりというのはできるんですけれども、観光関係の方ができないというような法律のしぼりがありましたので、またその辺で協議をさせていただきまして、和 r k さんを中心に考えまして、そこで、社団法人を立ち上げるのが一番ベターではないかなというような話になりまして、それで、運営者を社団法人で設立を地元がし

まして、そこに高虎ふるさと館をやってもらおうかなということですよ。

この補助金の先は、社団法人さんが12月10日に設立される予定と聞いていますので、それ以降に申請をしていただいて、そこに補助金を出す予定をしております。

以上でございます。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、予算計上されていないのは何でやということですよ。全協でも質問があった内容かと思うんですけども、町の予算の組み方としましては、入があって出があるということになってきますので、実際には町の会計口座に3,000万円は入金されていると、その事実は間違いございませんが、予算としてあらわしていこうとしますと、それに見合う支出というのものがなくなってきますので、税目の精査も含めてまだできていないという状況があるので、今のところは予算としては上げていないということでございます。損害賠償金という形で受け取っています。

それをきちっとどこに当て込んでいくかということについても、現在当て込めませんので、一般的に税金というのは入ってきましたら、それぞれの事業に町の収入ということで割り振っていくわけでございますけれども、今その3,000万円をどこにという当て込みをしていくのはちょっと時期が早過ぎますし、例えば、住民税あるいは固定資産税、国保税、軽自動車税という、もちろん税やったら何でも使っていいというものではないと思うので、それぞれの割り振りも必要かと思っておりますので、そういったことで支出を当て込んでいくことが今、調査の段階でできないということですので、予算計上はしておりません。

これをどういう形であらわしていくかとなりますと、寄付金扱いみたいな形で上げるとか、それもちよっと性質上おかしいなということ、それから、これを基金にいったん積むのかということになると思うんですけども、基金というのもちよっと性格上合わないということで、今のところ、予算にあらわしていく方法としてはできていないという状況でございます。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 何点目かというのがちょっとわかりませんが、未納者の方のことをおっしゃっていただいたと思うんですが、返金分がどこに充てられるのかということをご質問いただいたと思うんですが、それも今、調査中でございます。その返金された3,000万円の内数であるかということも調査中でございますので、どこに当て込むかということが予算計上できないという状況でございます。全てがまだ確定されておきませんので、確定した時点で当て込むという形をとっていきたいと思っております。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 6番目の質問に対して、あったか暖房費補助のことがございましたので、そちらの暖房費補助については、現在のところ考えておりません。低所得者対策に関しましては、生活保護あるいは就労相談あるいは社協の生活資金等事業がございますので、そういった三者が連携をとりまして考えていきたいと思っております。

以上です。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 3,000万の処理ですけれども、税目で3,000万を返してきたわけではないんですよ。親が代理で弁償、つまり、罪の償いで3,000万を返したわけですよ。だから、税金に振り分けられるはずがないんですよ。その時点で、7月に入金されていますから、7月から今日、12月、どういう収入の部に入るのかという点では断定できない収入。けれども、明らかに収入になったわけですから、預り金なりの処理をすべきだと思うんです。

もう一つは、支出のところでそういう不明というか、断定できない科目、基金に積み立てるのもおかしい。現在あるいろんな基金に積み立てるのも、それは不自然なことです。ですから、7月からの時点で顧問弁護士の口座に入って、そして、町の口座に振りかえられる、その時点でやはり受ける町側の財政上の、処理上の規定をきちっと確立をしていくべきではなかったのかというように思うんです。そうでないと、今までわからんお金は決算書ないしは予算書に上がらずに、簿外収入ないしは予算計上なしの収入が町にはある。しかも、何十万や何万と違って3,000万という大金です。甲良町にとっては、大きな金額が記載されずに、もちろん会計室に処理が記入されているというものの、議会に報告はないままきいているわけですね。たまたま全協で質問があったから、入金されていますということでの回答があって、入金されていることが判明したわけですけれども、何らかの予算書ないしはそういう規定を新たにつくるなりして、基金ではおかしいと思いますから、何らかの会計のところへ上げていく必要があるのではないかと思います。7月からどういうふうになっていたのか、再度お尋ねします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 7月からどうにもしておりません。会計のお金に入ったままです。報告がないということですが、入金があった時点で報告はさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第58号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第58号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○米田住民課長 それでは、議案第58号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万円を追加し、11億7,647万円とするものでございます。

1ページ。第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入。8款 繰入金、補正額27万円、歳入合計11億7,620万円、補正額27万円、計11億7,647万円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、補正額27万円でございます。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第13 議案第59号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第59号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○米田住民課長 議案第59号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別

会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算書裏面をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万円を減額し、7,181万3,000円とするものでございます。

1ページ。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入。3款 繰入金56万9,000円の減。5款 諸収入14万9,000円。歳入合計、補正前の額7,223万3,000円、補正額42万円の減、合計7,181万3,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費10万7,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金67万6,000円の減、3款 諸支出金14万9,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第60号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第60号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第60号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,108万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,442万5,000円とするものでございます。

1ページをよろしくをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。歳入。3款 国庫支出金、補正額746万5,000円、4款 支払基金交付金672万円、5款 県支出金263万4,000円、6款 繰入金426万6,000円、歳入合計は7億7,334万円、補正額は2,108万5,000円、合計7億9,

442万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費、補正額191万6,000円、2款 保険給付費2,400万円、3款 地域支援事業費17万6,000円、7款 予備費500万7,000円の減でございます。歳出合計は、歳入合計と同額でございますので、よろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第61号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第61号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○陌間人権課長 議案第61号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)をご説明申し上げます。

表紙裏面をお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ11万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1,887万円をお願いするものでございます。

1ページ。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入。2款 繰入金、補正額11万9,000円、歳入合計額、補正前の額、1,875万1,000円、補正額11万9,000円、合計1,887万円でございます。

次、2ページをお願いします。

歳出。1款 総務費、補正額11万9,000円、歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 同意第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第4号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成28年12月5日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 今回、任期満了になりまして、改めて同意を求めるものでございます。

同意第4号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字下之郷1496番地。氏名、上野安德氏。生年月日、昭和24年1月1日。

現在、甲良町の監査委員であります上野安德委員の任期が本年12月23日をもって満了となりますが、引き続き、上野様を監査委員として執務していただくため選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。上野様につきましては、この4年間の実績を見ましても、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関して優れた見識を有する方でありますので、再任していただくため、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

特に、私の方からも上野さんに関しては、税理士という職業柄、非常に厳しい部分の指摘等もいただいておりますので、そのことによって我々も改善をさせていただくという部分は多々ございます。そういう意味では、素晴らしい監査委員さんであると思っておりますので、皆様のご理解とご同意をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** 賛成討論です。賛成にあたって、私は甲良町における監査委員の役割は特別に大事だというように思っています。それは、続く不祥事であります。しかも、それは税収入にかかわる不祥事、それから、税だけではなく

て、収入にかかわる、また支出が、2年も預かりながら自分の机にしまっておく、ないしは流用の疑いもある、こういう状況が多発しています。そういう中であって、不明朗な会計、会計だけではなくて、事業運営についてもずばりと指摘をしてもらわねばなりません。

上野氏は経歴から見ても、国税庁の査察もできるだけの能力もあり、また、税務調査の経験をされています。町が提示をする帳簿書類の検閲だけではなくて、監査だけではなくて、必要な書類、つまり、不明朗だと思われるもの、また、事業運営にかかわる帳簿、書式等、これの提示を求める、こういうしつかりとしたメスを入れる役割を果たすべきだと思っていますし、そのことを十分に発揮できる能力のある方です。それは、町長におもねることなく、また、行政機関におもねることなく、踏み込んでもらいたいというのを実際に思っています。また、そのことも期待をしたいと思うんです。

そういう点で、そのことを実行され、そして、職務を遂行されることを希望して、賛成討論とするものです。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、同意第4号は同意されました。

次に、日程第17 請願第5号を議題とします。

本請願については、紹介議員の西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、請願の提案説明をさせていただきます。

最初に、11月29日付で請願書の補正書が提出されています。全協でも事務局長から説明のあったとおりであります。その文言を入れながら、請願書を読み上げて提案とさせていただきたいと思います。

甲良町議会議長 木村修様。

請願者 原発事故避難者の住宅支援継続を求める滋賀の会ならびに彦根・愛知・犬上原発のない社会をつくる会代表 藤谷悟。

住所、犬上郡甲良町下之郷1461番です。

原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求め

る請願。

請願趣旨。

福島原発事故から5年8カ月がたちましたが、収束の見通しは全く立っていません。放射能汚染などのため、全国で14万1,000人（復興庁の発表）の住民が避難を余儀なくされています。滋賀県防災危機管理局によると、9月23日現在、滋賀県には全体で212人、福島県から155人の方が避難しておられます。これまで避難指示がなく避難した、区域外避難者への支援は無償住宅支援がほとんど唯一のものでした。

しかし、政府と福島県は住民の帰還する意思や条件にかかわらず、この支援を2017年3月に打ち切ろうとしています。さらに、昨年6月、政府は居住制限区域、避難指示解除準備区域を遅くとも2017年3月までに解除することを決め、今年6月より葛尾村、川内村、南相馬市の年間50ミリシーベルト未満の地域を解除しました。日本の法律が公衆の通常の間線量限度を1ミリシーベルトに定めているにもかかわらずです。解除されても帰還できない人たちは区域外避難者になり、無償住宅支援は打ち切られます。無償住宅支援が打ち切られれば、今でも経済的に苦しい状態に置かれている避難者、特に母子避難者世帯は避難の継続が困難になります。福島県では、小児甲状腺がん患者が147人も発見されており、子どもをこれ以上、被ばくさせたくないという親が願うのは当然です。事故を起こしたのは避難者ではありません。事故の犠牲者である避難者に被ばくか貧困かを迫るような事態は避けなければなりません。放射性セシウム137の半減期は30年と長く、命と健康を守り、安心して避難生活をするためには、無償の住宅提供を続けることが必要です。

私たち甲良町の住民は、隣の福井県に巨大な原発群を控えており、今の避難者の苦悩を他人ごとのように考えることはできません。原発に対する賛成、反対を超えて、人道的立場から避難者を支援することが重要ではないでしょうか。

よって、地域住民の暮らしと健康を守る甲良町議会に以下のことを請願します。

国と福島県に対して、原発事故による避難者無償住宅支援の継続を求める意見書を提出すること。

加えて、請願者が説明をされました。その配られた資料の中に、住宅の支援は法的根拠は災害救助法を適用してのものであります。確かに、原発に対する賛成、反対または原発をベースロードにする、こういう時の安倍政権の方向もあります。しかし、事故は実際に起こった問題であります。それから、さまざまな理由で避難をされる、こういう方々についての人道的な立場の支

援がやはり必要だというように思います。改めて強調したいと思いますが、議員の皆さんが避難生活、つまり、子どもを抱えた方々が50ミリシーベルトのもとで生活する、とても耐えられないというのは当然な思いではないでしょうか。全体として私たちはレントゲンの投影も受けたりします。だけでも、国の基準はあくまで年間1ミリシーベルト以下という基準に設定をされて、その関連の仕事をしている方は、その範囲で健康管理をされています。それを今回、事故が起こった地域だけ50ミリシーベルトに引き上げる、つまり、改悪してしまうわけですから、この点も大変問題だと思います。さまざまな意見の違い、立場はありますけれども、それを越えて今回、県下ですけれども、滋賀県議会も採択する方向で与党、野党が協議、検討しているというように聞き及んでいます。そういうこともふまえて、ぜひこの請願事項は非常に単純です。国と福島県、つまり、福島県が実施する事業体になります。国の補助を受けて実施をすることになりますので、福島県が決定をする中身になります。それで、国が支援するという方向でありますので、ぜひとも関係機関に意見書が送れるように、皆様のご賛同を心からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○木村議長　ここでお諮りします。

これより審査願います請願第5号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○木村議長　異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○木村議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第5号を採決します。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○木村議長　着席願います。

起立多数です。

よって、請願第5号は採択することに決定しました。

ここで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第18 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人35分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬です。議長の許可が出ましたので、一般質問を進めさせていただきます。

まず、公金横領問題から始めさせていただきます。1番については、先日、告訴をしたということで、項目自身は削除させていただきますが、町民からは1月に発覚後、1年近くたっているのに何をしていたのかと疑問を投げかけられています。早く全容解明をして、再発防止をすることが必要だと考えております。

まず、11月29日に刑事告訴の発表がありました。年内に告訴をするとの町長の目標が達成できたことは安堵しております。ただ、発表の内容を見てみますと、3件で246万8,200円と、告発しました金額的にも、件数的にもかなり少ない額で疑問を持っております。この金額および件数であれば、2月または3月に告訴できたのではないかと。どうしてこの3件に絞り込んだのかということの説明をお願いします。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 3,000万円からどうして3件だというご質問ですが、膨大な資料の中から刑事告訴に耐え得る証拠を探すために調査をしてまいりました。それで、100%立件できるであろうという証拠を探しまして、顧問弁護士、捜査機関と調整の結果の3件でございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 明らかに証拠になるようなもの、以前、町長から両センターの発覚分、それと大口納税者の分、この分の税金横領、これの証拠がわかったというお話もございました。この金額よりも実はこの246万というのは下回っております。どうして下回っているかというのは、よくわからないところです。両センターというのは、明らかに金銭の授受、これは明らかになって

いる部分がありますし、そして、大口の納税者、この部分も金額的には明らかになっている部分です。その合計をすると246万という金額は超えていると、証拠も明らかになっていて超えているというところであるんですけども、そこを含めなかった理由。先ほどと同じ質問になりますけれども、含めなかった理由は何ででしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 当初は、センターの分も立件できるであろうということで進んでまいりました。ですが、やはり進めていく中で、立件できるという証拠に至らなかったというのが事実でございます。そこからまた調査に調査を重ねまして、今の件数になっております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 言葉で説明していただくと、立件できないというところなんですけれども、証拠がそろっているのに何でできないんでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 証拠がそろっていると、今おっしゃっていただくんですが、これが証拠であるというものを捜査機関にも弁護士にも見ていただきました。それで、検証していただいた結果、証拠不十分ということが結論づけられました。よって、3件ということになっております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 不十分ということでありまして、その部分がなぜ不十分かというのがよくわからないところであります。こればかりやっていると、なかなか進みませんので、この問題は後の方もおそらく質問していただけたと思いますので、後の方に譲りまして、次の項目に行かせてもらいます。

5月以降、時間外で税務課の職員を中心にいろいろ納付書の確認に努力されてきたということは理解しております。現在までにこういう内容を調査してきたというのと、その成果を教えてくださいませんか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 9月議会で報告させていただきました。1回目は省略させていただきます。2回目の納税者宅の訪問調査は、10月25日から10月28日に行っています。納税者確認調査は、10月4日から現在も行っています。これは皆さん、覚えていただいている未納金明細のことです。そのほかには、考えられるデータの調査を続けております。ただ、捜査の関係がございますので、どのような調査をしているかという詳細については控えさせていただきます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今、調査の内容は控えさせていただきますということでしたけれ

ども、この件に関してその内容が裁判に響くということはずまいと思しますので、なぜ内容が言えないのかというのを説明願えますか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 内容が言えないというのは、やはり捜査機関と弁護士さんとの調整により、内容は控えることということを聞いておりますので、それでご了承いただきたいと思ひます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なかなか納得はしにくいですが、捜査機関と弁護士さんがそういう話であるというところなので、これは後に任せたいと思ひます。

次の問題は今の延長線上でいくと、回答はしづらいつ思ひますが、この3,000万の金額、これは全額ではないと理解してありますが、横領金額の総額はどのくらいになりそうかというのと、いつごろそれが明確になるのかというところ説明をお願いします。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 金額におきましては、3,000万を超えるということはお答えできます。幾らということは今現在、調査中ですので、お答えは控えさせていただきます。時期におきましても、今の時点で申し上げることができませんので、鋭意努力していきたいと思ひておりますので、ご承願したいと思ひます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今の話で、3,000万円は超えるということでしたので、3,000万、証拠が確かに不十分な部分はあるかもしれませんが、おおよそ町としての被害額としては3,000万を超えているという認識でよろしいんですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 そのとおりでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 次にいきます。証拠資料、なかなかこれが証拠だというところで、証拠資料はないにしても、3,000万と言いながら、被害額、これはそのものが、小島が着服した金額かどうかわからないにしても、疑問を持っている金額、これが着服金額かどうかわからないにしても、疑問がある、おそらく着服されたのではないかと思われる金額、この金額の総額、これは幾らくらいになるんでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 申しわけございません。その金額も一人歩きしてしまう可能性がありますので、不十分なことはここではお答えできません。失礼しま

す。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。続いて、第三者委員会の関係ですけれども、今議会で第三者委員会の条例を提案していただいて、本日、規則が配布されましたけれども、今後の設置までの予定、そのとおりいくかどうかは別にして、計画はどのようになっていますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 条例を上げさせていただいて、委員会付託になりましたけれども、設置されましたら、まず3名の委員さんの選任、これについて弁護士会等にご相談をかけまして、適任者を推薦していただいた中で委員3名を決めていきたい。それは、ちょっと年内には難しいかわかりませんが、相談はもう年内中にかけて行って、相手のあることですので、ということは思っております。

町としては、少なくとも年度内に最低でも1回は、委員会を開催する必要があると考えています。その1回目については、今後どういう調査の方針あるいは中身で進めていくのかということも、スケジュール的なことも含めて中身を決めていただくことになるかなと思っております。年度をまたぎますけれども、4月以降はできるだけ加速して、その作業を進めていきたいと。ですので、先ほど条例、規則で言いましたように、任期の定めは特にはしておりません。調査が終わって、報告があった時点というところになりますので、それはだらだらという意味ではなく、きちっとした時点でということを考えておりますので、そういうふうにご理解をお願いしたいと思います。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 早急に進めていただきたいと思います。この第三者委員会と捜査機関との関係、それぞれ関係してくると思うんですけれども、これはどちらが優先ということはないと思うんですけれども、協力しながらということになるのか、それともそれぞれ独自にということになるのか、どういう進め方になるのでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 刑事告訴の関係と第三者委員会の調査というのは密接な関係はあるかもしれませんが、第三者委員会が進まないから告訴が進まないとかいうことは考えておりませんので、その部分については捜査機関が中心に進めていってくれるとは考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。こちらでできるのは、第三者委員会を早急に立ち

上げて進めていく。あとは、警察に対してはやってもらうしかないのです、それは進めていってもらえると思いますので、よろしくお願いします。

そして、その次ですけれども、税金納入済みの町民に対して未納連絡をしていたということを私は聞いたんですけれども、税金の納入済み、未納の把握がしっかりできているのかと。逆に言うと、納税の台帳、これは全部でないにしても、一部不明朗というと語弊があるかもしれませんが、小島がかかわった部分でやっぱりグレーな部分があるのと違うのかということを私は思っているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 未納金明細に関しましても、事件に関係する未納であるかというのも物的証拠をもって、領収書、その他の証明できるもの、どの職員が対応したか、小島であるかどうかの確認も全てしまして、調査を今も続けております。

納税者台帳の管理ですが、システムと納入済み通知というので管理しております。ですが、今この事件におきまして、そこもわからない部分が多々あります。それも含めまして、今後の見直しも含め、管理体制を強化していきたいと思っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今後やっていくということでしたけれども、小島が実際に対応した部分かどうかわからないにしても、納税台帳がおかしかったという事実はあるわけですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 システムの改ざんがありますので、ありました。幾らかはあったと思います。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 その次に行かせてもらいます。これは、説明に対するところですが、老人会で今回の一連の不祥事、公金横領問題、これを町長の方が説明したと聞いております。まだ一部、老人会で行っただけで、この1月に発生してから現在まで、町民に対する説明が一切ございませんけれども、町民に対しての説明はどのようにお考えでしょうか。町長、お願いします。

○木村議長 町長。

○北川町長 野瀬議員から老人クラブのお話が出ました。今年の10月の老ク連の総会の席上で、挨拶の中で1月に発生した税金の着服事件については、町民の皆さんに大変ご心配とご迷惑をおかけしましたというお詫びを挨拶の中ではさせていただきましたが、中身についてはどうのこうのということとは触れておりません。

ただ、なかなか捜査も含めて、そして税務課の内部調査も含めて、非常に膨大な中身でございますので、告訴は29日に246万円させていただきましたが、ある程度、町民の皆さんに説明とおわびをさせていただくにあたりは、私はきちっと文書で、それで全戸配布をさせていただいて、流れを全て記入させてもらって、わかるようにして説明をし、そしておわびをさせていただきたいと思っております。

したがって、先ほど野瀬議員の方から、私が12月中に告訴をというお話もございましたが、私も総力を挙げて12月中にまた何とかそういう形で全容解明がほぼ把握できるという体制ができるように鋭意努力をしておりますので、その中で全容解明ができた時点で、できることなら再度、告訴にもっていったらというような思いもしておりますので、その時点で最終的には町民の皆さんにおわびをさせていただきたい。中途半端な中でおわびをするということはちょっと差し控えさせていただきたいなと思っております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 全容解明がというところになると、かなり先になると思うんです。今回、告訴したというところで、これがいいチャンスだと思いますけれども、今日、明日ということではないにしても、告訴を受けてやっぱり町民に対しての説明が私は必要かと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 この前の全協でも、1月の発生から今までの中で3件だけという指摘もいただいております。たった3件かというような言葉もございました。告訴を実際させていただいて、捜査2課の方も受理をしていただきました。おっしゃるようにこれも1つのステップですので、場合によったらという考えもさせていただいて、検討もしていきたいとも思います。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 町民からはもうこの問題はある程度、収束したのかなという話も聞こえてきます、知らない人は。早く町民に対して説明をお願いしたいというところで、この公金横領の問題、次に行かせてもらいます。

続きまして、防災センターの関係ですけれども、防災センターの建設予定地の調査、埋蔵文化財の試掘調査が11月7日から11日だったと思うんですけれども、調査が行われて、先日、奈良時代のものが発掘されたというお話を聞きました。具体的にどのような場所で、どういったものが出てきたのか、これを説明願えますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 場所は、公民館の東側の駐車場、舗装してある部分、4カ所掘ったのと、舗装していない部分も何カ所かほりまして、そこから奈良時代

の土器の破片みたいなものが出てきたと。JAがありますけれども、あそこを整備するときも同じようなものが出てきているということで、横関何とか古墳群とかいうらしいです。正式にはちょっと覚えていません。その続きと。今見たら、現在の地形はそうなっていますけれども、多分、昔はそうつながっていたんやろうということで聞いております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、当初、南の方に関しては出てくる可能性が強いという話を聞いておりましたけれども、その予測の場所であったということでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 委員会でお話をしていましたように、確率が高いと言われていた部分です。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 続きまして、この発掘の調査、試掘から実際の本掘にかわって、若干のずれが起こるわけなんですけれども、文化財が見つかるまでは年度内に緊急防災・減災事業債、これを早く受けたいと、受ける必要があるので、早く進めなあかんという話を聞いたんですけれども、今この状況であると、年度内というのはかなり難しいという予測をしております。当初の話だと、この緊急防災・減災事業債、今年度中という事業債だったと思うんですけれども、その辺の今後の予定がどうなるのかということ、説明を願えますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 当初、年度内でやらないと、いわゆる起債と起債に見合う裏打ちというのが事業としてなくなるということで思っておりました。その後、29年度以降も同様の事業が国としては続けると。多分これはおそらく想像ですが、熊本地震の経過もふまえて国が踏み切ったのかなというようには感じておりますが、そういう起債が来年度以降もあるということがわかりましたので、できればそれに乗っていきたいと考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 来年度以降もあるということなので、仕切り直しというところだと思います。となると、逆にばたばた急ぐ必要はないと。しっかり腰を落ち着けて、きちっと住民の皆さんに説明して、皆さんの合意を求めて、防災センター設立に向けて進む必要があると思います。その辺のところ、町民に対しての合意、その合意に対してきちっと合意を求めて、合意のある進め方をしていくという進め方を私は願うわけですけれども、その辺はどうでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、その事業を急ぐ、急がんとのお話ですが、緊防災だけの話ではございませんので、いわゆる建設水道課なりの建屋の関係、それから、役場前の交差点改修の関係で今、いろんな倉庫に使っています建物、あれについても2年ぐらい以内には潰していかなければいけないという状況もありますので、そのあたりもふまえてもともと整備を考えておりますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

また、町民に対しての合意ということですが、町としては一応、代表という形で委員会をつくらせていただいて、趣旨説明をさせていただきながら進めておりますので、その中での理解を求めていきたいと考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。続きまして、再確認ということになりますけれども、皆さん、過去に聞いておられますけれども、甲良町の単独でこの防災センターをつくる必要性、ここをもう一度、説明をお願いしますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 防災センターもそうですが、防災そのものはやっぱり各市町が防災計画を持っておりますように、各市町でまずは防災に対する備えなり、いろんなものを進めていくのが基本ですので、それにのっとった防災センターの建設であるということをご理解をお願いしたいと思います。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 通り一遍のお答えだったんですけれども、私自身は甲良町単独ではなく、周りの市町合同でつくるのがいいかなという意見を持っていますので、その辺のところの確認だったわけなんですけれども、わかりました。

その次は、この防災センターからちょっと離れるんですけれども、防災センターの延長線上で、防災訓練を毎年9月に実施されているんですけれども、私も一町民として見たとき、これはやっぱり防災訓練はマンネリ化しているなど、毎年同じことを、出ているメンバーにしても同じメンバーが同じことをやっている。何度もやること、これに関しては意味があることだとは思いますが、その辺のところ今後、どのようにしていくか、マンネリ化しているということに関しては町民からもいろいろ意見を聞いております。その辺に関してはどう進めようとしているのか説明願えますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 各字の訓練を見ていただいてという、それから、字の意見やと思うんですけれども、おっしゃるように、そのことを続けていくことは非常に大事だと思いますので、それは続けていきたいと思っております。さらに、従来の防災訓練以外のやり方については、もう少し字と連携して、町の方では毎年9月の1回とやっていますけれども、各字独自でそれ以外にやりたいと

かということがありましたら、中身について協議して協力体制をとりながらやらせていただきたいと。そのことについては全然問題ありませんので、やっていきたいと思います。

町の防災訓練にしましても、同じように毎年9月に1回しかやっていないんですが、町の方の訓練は内容が少しずつ変わってきていまして、避難所の開設であるとかということも、実態に即した内容に少しずつ変えていっています。それを充実しながら、各字と連携してやっていきたいと考えていますし、町の防災計画についても年1回、9月に限らず数回に分けて、内容も少しずつ違ったものにしながら取り組んでいきたいと考えています。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。続きまして、実際に災害が起こったとき、災害弱者というのは要支援者、要介護者というところが避難にあたって考えなければならない大切なところだと思います。何回か前の議会の中で、登録できている要介護者の中では、そういった救援の対応は現在、考えておるんですけどもという話を聞いておりました。ただ、登録できていない人が多数いるということをおは認識しておりますので、その部分の対応を具体的に考えていかないと、いざ災害が起こったというときに、どうしようもありませんので、今現在、その辺のところはどう考えておられますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 登録いただいている方は、いわゆる手上げ方式で甲良町の場合はやっていますので、登録をしてほしいという方については登録という形でさせていただいていますけれども、それ以外の方についても毎年の高齢者の調査であるとか、いろんなことをふまえて町の方では資料を持っておりますので、災害時にはそれらを各字にも提供していくという内容になっております。その地元の協力がなければできないということがありますので、実際に起こったときには各字に情報を流して行って、役場と協力しながら救援体制をとっていくという流れになっております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 実際に私が望む、今後の防災の訓練、実は望むところはそこだったんですよ。町の方がデータを持っているところを具体的に各字に流して対応してもらおうということのお話があったんですけども、これを全員が全員出す必要はないんですけども、理解してもらって、各字、サンプルを何件か出してもらって、具体的にそういった訓練をする必要が私はあるかなと。あとは、登録はできていないにしても、きちっと周りの家の人、これが動けない人の介護に当たると、この辺のところのシステムを町の方から各字に対して具体的な説明をしていく必要があると思います。その辺のところに関し

てはどうでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおりだと思います。先ほど言いましたように、訓練の内容についてもまだまだできていない部分があるということで、野瀬議員のおっしゃるような、要支援者、要援護者に対する訓練というものも要るんじゃないかということですので、その辺は保健福祉課なり、字なり、いろいろ協議をしまして、全部が全部なかなかできませんので、やりたいという字の希望をお聞きしながら、どんな形で訓練したらいいかということも含めて考えていけばいいと思っていますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。防災訓練、毎年同じというよりも、何か目新しいのを1つ、2つ毎年手を変え、品を変えというんではないですけども、少しずつ変えていくというのが大事かなと思っていますので、そこのところよろしくお願いします。

続きまして、人口減少問題に入らせていただきます。

先日、新聞での発表で私は見たんですけども、滋賀県下で人口減少率が一番大きかったのが甲良町だという報道があったと記憶しております。すぐにでも思い切った手を打つ必要があるということで、現在考えておりますけれども、甲良町人口ビジョン・総合戦略で、人口減少の分析とか課題とか、これに関してはかなり分厚い資料でまとめられているところを読んでいるんですけども、人口減少の分析とか課題がわかりましたと。そしたら、今後、具体的に甲良町の人口減少の防止策として、なかなかこれを手を打つことによって人口減少がなくなるというのはなかなか難しいと思いますので、なだらかになるというところは今すぐ手を打っていかないと、これは数年後だと逆にもっと大きい手を打たないと難しいと思うので、今からいろんな手を打っていく必要があると思うんですけども、今、具体的にその対処、どのように考えておられるか説明願えますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今年の2月に甲良町人口ビジョンをまとめまして、その戦略として総合戦略を策定しました。その中で具体的な事業は40事業を進めるということでお示しもしております。実際には、今年度から予算措置をして、その総合戦略を進めています。

今年度の取り組みですが、総合戦略の中には基本目標が4つありまして、まず、基本目標1、「安定した雇用の創出」ということで、企業誘致を進めるということ、そのための測量を今現在、ため池の取りつけ道路の測量を

現在行っております。

基本目標2の「甲良町へ新しいひとの流れつくる」では、空き家の実態調査をしていますし、対象者への意向調査も今年度行います。また、住宅用地の確保ということで、分譲地のことで今年度から2年間の予定で調査にも入っております。

基本目標3で、「若い世代の結婚、出産・子育て・教育の希望をかなえる」では、出産祝い金を6月議会で決めていただきましたし、地方創生推進交付金を使いまして、旧給食センターでNPOの新たな保育を誘致するための整備も出しております。また、子育て情報を発信するポータルサイトなり、子育て関係のガイドブックを今作成して、これも発注をしております、3月にはできる予定をしております。

基本目標4で「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」では、特定健診とがん検診を今年度から費用を無料にして、受診率の向上に努めています。

その他ですが、あとはいろんな交付金を活用してということで、小さな拠点づくりとして、藤堂高虎のふるさと館を拠点に、ここから甲良町のよさを発信していこうと考えております。また、推進交付金で長寺西地区のゆずの生産拡大に向けた組織づくりとその計画づくりにも取り組んでおります。官民共同によって、収益をうみ雇用につなげたいと考えております。

さらにであります、今議会で補正予算でお願いしている地方創生の拠点整備交付金で、長寺西地区の拠点整備と金屋地区に食の拠点を整備するための予算もお願いしているところでございます。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 幾つも手を打っていただきかけているというのは理解しております。この辺を町民にうまく知らせる、うまく利用していただくというのが今後の課題だと思いますので、マスコミさんにうまく協力していただいて、事業がうまく進むように、みんなが理解して、こういう事業があるということをきちっと知らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、地域おこし協力隊の話に移りますが、選考していただいた第1期地域おこし協力隊のメンバー、今年で3年になるんですね。3年で地域おこし協力隊の任期が済むということになるんですけれども、なかなか3年というめどで、その地域に根をおろして事業を進めるというのは、なかなか難しいことだとは思っていますので、やっぱり今後も地域おこし協力隊のメンバーに対して何らかのバックアップが必要じゃないかと私は思っているんです。その辺のところ、具体策がありましたら説明願えますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 地域おこし協力隊の関係ですが、今現在4人おられまして、3人目までは特にテーマを設けず募集をさせていただきました。今年の募集、28年度からの募集につきましては、総合戦略の絡みで子育てにちょっと力を入れていきたいなという思いもありましたので、子育て関係について活動していただく方を募集して、今年1名来ていただいております。7月から来ていただきまして、計4人になりました。

そこで今、議員が申されたとおり、町の方もそういうことは考えておられて、9月に協力隊4人と総合戦略を進めていく上で部会がありますので、子育て部会なり、町部会なり、そのメンバーと9月の中旬に意見交換会をさせていただきますして、協力隊のやりたいこと、町が考えていることの意見交換をして、お互いに向かう方向が同じような事業は一緒に取り組んでいこうというような確認もさせていただきましたし、また、協力隊の方から町に要望のある場合は、一応、部会に部会長というのを設けておりますので、部会長を通じて話をしたいというようなそういう仕組みもつくりましたので、必要に応じてそういう話し合いをしながら必要な施策を考えていきたいなどは考えております。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今後も地域おこし協力隊のバックアップと、ともに甲良町がよくなるような進め方、その辺をよろしくお願いします。

続きまして、ポケモンGOの話に移らせていただきます。

最近、マスコミからはポケモンGOの話題がちょっと少なくなったように思うんですけども、この秋ぐらいにはかなりニュースになっておりました。それ以降、自動車におけるポケモンGOで事故が起こったというニュースもたまにあるんですけども、ポケモンGOに対して気になるのは歩きスマホですね。この辺とか交通安全に対して具体的にどういう指示をされているのかというところがありましたら説明願えますか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 ポケモンGOに関しましては、7月下旬に県の教育委員会の方からスマートフォン向けゲームにかかわる児童・生徒の事故の未然防止についてという通知文が出ております。それをもとに各校の実情に応じて、子どもたちに指導をしてもらいました。また、保護者に対しても注意喚起や啓発などをお願いしたところでもあります。夏休み中ということもありましたので、子どもたちには各学校において部活動のときや、また全校登校日、始業式のときに指導をしてもらいました。保護者につきましては、メールやお便り文で啓発しております。

指導内容としましては、大きく3点ございます。今、議員がおっしゃられ

ましたように、交通事故防止についてが1点でございます。自転車に乗りながらや歩きながらのスマートフォンを操作することは交通事故につながりやすい大変危険なことであると。だからやめるようにということを指導をお願いしております。2点目は、危険な場所への立ち入り禁止について指導をお願いしました。危険な場所に近づくことは事故やトラブルに遭うおそれがあること、また、他人の所有地に許可なく入らないことなどを指導してもらいました。3点目は、熱中症対策です。夏休み中ということもありましたので、炎天下でスマートフォンに熱中するあまりに熱中症になるというようなことがありますので、そういうようなことがないようにという大きく3点を中心に指導や啓発をしていたところです。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。その3点に関しては、安全対策というところで必要だとは思いますが、ポケモンGOに深くのめってしまうというか、好きな人はかなり遊びに熱中してしまうというところが見受けられるんですけども、その辺に対しての指導というのは現在ありますでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 各学校の方に尋ねましたら、今のところ、現在も熱中してはやっているという現状ではないということで、これにつきましてのトラブルとか問題行動の報告は今、上がっておりません。

○木村議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。ピークは過ぎたと私も思っているんですけども、今後もこういったゲームが出てくるかとは思いますが、安全に関して今後ともよろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○木村議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、2番 田中議員の一般質問を許します。

2番 田中議員。

○田中議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。今回、初めての一般質問ということで、大変緊張しておりますので、その点、よろしく願いいたします。

早速ですが、農地一時転用による砂利採取事業についてお伺いいたします。今年8月、尼子地区で農地一時転用の砂利採取事業申請が許可されましたが、近隣住民の反対があり、尼子区の区長さんをはじめ役員さんと近隣住民の代表の方との話し合いが行われましたが、お互いに平行線で農地法の関係上、許可を取り消せないというような状態で平行線の話になりました。しかし、埋蔵文化財の試掘で埋蔵文化財が発見され、地権者が申請を取り下げられ、

事なきを得ましたが、住民に何の説明もなく許可された経緯と農地一時転用の砂利採取について幾つか質問させていただきます。砂利採取申請から許可までの手順、流れをお聞かせいただけますか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 私の方から、砂利採取に伴う農地の一時転用のことにつきまして報告させていただきます。

農地の所有者あるいは事業者からの申請がございましたら、農業振興地域内農地一時転用、あくまでも恒久転用ではなく、一時転用でございます。その申請があれば、事前協議を申請してもらうということになっております。それで出てきましたら、関係課に意見聴取、あるいは使用についての確認を行うということでございます。農地転用申請につきましては、許可基準等について審査を行うということになっております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 現地視察はされていますか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 しました。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 そのときに、近隣に住居があるということはお存じだと思んですが、その現地視察は誰がされておられるんですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 農業委員会関係の事務局と、最終的には転用申請のときにつきましては、農業委員さん全員で現地視察をさせていただいております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 そのときに住宅があるということは、何も問題にならなかったんですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 住宅はありますけれども、裏側に排水路がございますので、一応、転用の関係につきましては排水路等がございますので、住宅は近くにありますが、気にはなるんですけれども、許可基準には合致しておりますので、許可したということでございます。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 わかりました。次に、使用道路が通学路であって、グリーンベルトも設置されている道路であります。通学の安全対策は何か考えておられたんですか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 教育委員会といたしましては、建設水道課の方から業

者に対して安全確保をお願いすると同時に、登下校時の通行停止の指導も行ってもらっております。また、学校側では子どもへの指導を行うとともに、保護者に対して工事期間やダンプの侵入経路を記載し、十分注意をするようにといった内容の文書を配布しておりました。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 通学のときは時間帯というのは決まっているのでわかるんですけども、帰宅時に関しては子どもさんも時間によってばらばらで帰ってくるので、1人で帰ってこられる子どもさんもおられます。そういう子たちの安全対策とかは、先ほど言われた文書だけで終わりなんですか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 登下校時だけでなく、また子どもが遊びに行く時間帯等もあったかと思えます。その件も含めて学校の方から、子ども、保護者の方には指導をお願いしておりました。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 業者に対しての指導はされていないんですか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 業者の方に対しての指導というのは、教育委員会からは特に行っておりません。ただ、何件か保護者の方が来られましたので、そのことは学校の方に伝えて指導をしてもらうようにもお願いしておりました。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 わかりました。使用道路は生活道路であり、一方通行の場所もあって、そこしか出られない住宅もあります。道幅も狭く、10トン車が通行するに関して、補修とか安全対策はどのように考えておられましたか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 砂利採取につきましては、許認可事務は滋賀県というところで実施しておりました。ただし、道路管理者といたしましては、道路が傷んだ場合の補修やスピード制限などの安全対策について意見を付して回答させていただいて許可されている内容でございます。また、滋賀県と連携いたしまして、今後、パトロールなどの点検というところを実施していくところも予定しておりました。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 私の聞いたところによると、日に20回、10トンダンプがああ細い道路を走ると。周りは生活道路なので、商業者が走る道路ではないと思うんです。それが、1日20回、1カ月のうち20日間稼働していても400回の10トンダンプが通るわけです。それで、道路が耐えられるんですか。

○木村議長 建設水道課長。

- 北坂建設水道課長 400台というところでございますが、一応、町道の規定に沿った舗装の断面となっておるところでございますので、何も生活道路というだけの断面という感覚ではございませんのでもつと考えております。
- 木村議長 田中議員。
- 田中議員 1カ月に約400台ですよね。これ3カ月、4カ月続いて、4カ月いけば1,600台のダンプが通るわけです、10トンのものを積んだ。それが耐えられるんですか。
- 木村議長 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長 傷んだ場合は補修をしていただくという条件を付しております。走り方にもよるもので、もつ、もたないはわかりませんが、断面上では問題ないと考えております。
- 木村議長 田中議員。
- 田中議員 私が聞いたところによると、業者がガードマンもつけないということを聞いたんですが、これは全て業者任せで、こちらから要望しないと何もしないという状況なんですか。それで、住民の生活は守っていただけるんですか。
- 木村議長 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長 ガードマンをつけないというところにつきましては、確認をいたしておりますが、先ほども申しましたように、滋賀県と連携して、今後パトロールは実施していくということで対処していきたいと考えております。
- 木村議長 田中議員。
- 田中議員 私が聞いた範囲では、トラックの運転手が無線を積んでいると、無線でやり取りするからガードマンは必要ないということ聞いたので、私の方から要望でガードマンをつけてくださいという話はしたと思います。
- 次にいきます。申請書類に不備がなく、許可に何も問題ないということ聞いております。近隣住民の中には交代勤務の人もおられ、昼間寝ておられる方もおられますし、小さな子どももいますし、安心して生活できないという住民からの声も多々ありました。このような反対意見は町として聞き入れなくていいんですか。
- 木村議長 産業課長。
- 川嶋産業課長 この件に関しましては、砂利採取の農地一時転用につきましては許可基準を満たしていれば許可せざるを得ないということになっております。しかし、地元の代表者として農業委員あるいは区長さん、農業組合長さん等がおられますので、その方にも十分説明して同意をもらっているところでございます。

- 木村議長 田中議員。
- 田中議員 今後、他の地区でもこういうような問題が起きる可能性があると思うんです。町として何か対策など考えておられますか。
- 木村議長 産業課長。
- 川嶋産業課長 一時転用につきましては、あくまでも許可基準がございますので、許可基準に沿って審査をしていきたいと思っております。しかし、いろんな情報につきましては早め早めに地元の農業委員さん等に連絡をして伝えたいと考えております。
- 木村議長 田中議員。
- 田中議員 農地改良で耕作率を上げることは大切なことやと思っております。住民の生活を守ることも町としては大切なことやと思っております。しかし、砂利採取法によっては、近隣住民の配慮の項目も何もございません。隣接農地の承認だけがあればいいと。先ほど言われたように、側溝、溝、道路があれば、近隣と見なさないという法律になっていると思っております。農地復元をすれば、この許可申請は全然問題ないというような形の法律やと私は理解しておりますが、そこで、町として何か条例的なものを制定していただけるように前向きに検討していただけないでしょうか。
- 木村議長 産業課長。
- 川嶋産業課長 砂利採取につきましては、うちが許可するべきものではございません。うちはあくまでも一時転用に関する許可でございますので、先ほど言いましたように、許可基準に従って審査をさせていただいたと考えております。
- それと、業者につきましては、近隣の住民さんが苦情を言っておられますので、十分説明をするようにということにつきましては、申請等がありますときに十分説明したつもりでございます。
- 木村議長 田中議員。
- 田中議員 今言われたことを文書化して、提出書類の中に入れ込むということとはできないんですか。
- 木村議長 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長 先ほども申しあげましたように、砂利採取は滋賀県の方での許可というところがございますが、近隣住民さん、隣地も当然ですけれども、小作者、近隣住民や近隣工場への説明をして同意を得てから事業に着手するようというような文言も付して条件付き同意というところで今後対処していきたいと考えております。
- 木村議長 田中議員。
- 田中議員 ぜひよろしくお願ひします。次の質問に入らせてもらいます。

空き家対策についてお聞きいたします。空き家対策特別措置法が平成27年2月26日に施行され、危険空き家等に対する法的な施行が行われるようになりました。12月1日現在、甲良町の人口は7,265人であり、人口減少がかなりハイペースで進んでおり、それにしただがって各集落で空き家が増加して問題になっております。特に危険な空き家に対して倒壊による被害や飛散による被害、防犯、防災上の問題、また、獣害、害虫の増殖、景観上の影響など、空き家をもたらす悪影響が懸念されており、本町においても今後一層の強化対策が求められております。

そこで、空き家対策について幾つか質問させていただきます。まずはじめに、6月議会で報告を受けた平成27年度繰越明許費繰越計算書の中で、地方創生加速化事業として空き家調査の委託費を計上しているという説明を受けましたが、現在、調査が進んでいると聞きますが、調査の委託先および業務内容についてお聞きいたします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 平成28年5月31日にプロポーザルによりまして、平成28年6月16日に株式会社オオバ滋賀営業所と契約を締結いたしております。水道の閉栓状況や平成27年4月に企画監理課より各集落まちづくり委員会の委員さんをお願いしてご協力を得た区の情報をもとに、空き家箇所の現地調査、所有者の特定、また今後、意向調査を委託してデータ化を行っていくという業務をいたしております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 それでは次に、調査の進行状況および空き家の集落別戸数についてお聞きします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 現在、現地調査完了いたしております。空き家所有者の特定を実施しているところでございます。特定できた空き家から意向のアンケートを送っていくところをしております。集落の戸数につきましては、現在まだ整理中ではございますが、空き家となろうであろうところは約200件を切るぐらいと想定いたしております。その中から不動産物件やアンケート調査によって精査して、おおむねの数値を確定していきたいと考えております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 ただいま200件弱の空き家があると言われましたが、そのうち危険空き家と利用可能な空き家の数についてお聞きいたします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 利用可能、危険空き家というところでございますが、今、

精査をいたしておるところで、ここでお答えできるような数値はまだいただいているというところでございます。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 早めに数字を出していただきたいと思います。

今後、特に対策が必要な空き家の取り壊しに向けてスケジュールをお聞きいたします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 平成29年度になりますと、数字も確実になると思います。それでもって特措法の関係で協議会を立ち上げ、その中で協議をいただいて、特定空き家などを限定させていただいて、取り壊しとかそういうのを指示する、勧告するとかいうようなところで対処していこうと考えておるところでございます。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 空き家の除却に対して、1件20万の補助金があると思いますが、制度設立から現在までの実績をお聞かせ願えますか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 空き家の除却に関しましては、平成27年度からでございます。1件、これは50万円。といいますのは、地方創生交付金が30万上乘せされましたので、通常20万ですけれども、それによりまして1件、50万円ということで、実績につきましては2件、80万6,000円交付させていただいております。平成28年度につきましては、1件、これは20万円の限度額で募集等をさせていただきましたけれども、実績はございませんでした。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 計3件ですね。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 27年度の2件でございます。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 思っていたより数が少ないと思いますが、町民への周知はどのようにされていますか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 周知方法につきましては、全戸配布にてチラシを配布しております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 これからも危険空き家が増加していくと思いますが、除却には多額の費用がかかると思います。今後、補助金の増額が必要と思いますが、町

としてはどのようにお考えですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 町の財政状況も大変厳しい状況でございますので、例年どおりの予算を要望していきたいと考えております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 今は考えておられないということですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 増額はなかなか難しいですけれども、通常の除却費につきましては例年と同じ額だけ要望していきたいと考えております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 増額は考えておられないということの理解でよろしいですね。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、空き家バンクの設置や空き家の活用が記載されておりますが、私も人口減少の1つとして、利用可能な空き家を移住者へ提供するための空き家バンクの設立が必要と思いますが、その時期など今後の計画についてお聞きします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 空き家バンクですが、先ほども言いましたように、意向調査を今年度行くと、来年度につきましては、その中で貸し出し可能な空き家というのを確認する作業をしておりますし、どういうふうに空き家バンクをしていったらいいのかという仕組みづくりを29年度に考えて、またその空き家の情報のパンフを29年度につくる予定をしております。

運用につきましては、30年度から運用していきたいと考えております。また、企画監理課所管でまちづくり協議会というのがありまして、今年度、そのあり方について協議をしております。その中で甲良町まち協としてどういうことに関心があるのかということで、10月にワークショップをしました。そこで、全字ですが、やっぱり空き家問題に関心があるという結果が出ましたので、来年度はまち協としてもこの空き家問題について取り組んでいくというような方向も出ていますので、そのまち協と町との意見交換も含めながら、どういう仕組みづくりがいいのかと話し合いながら仕組みを考えていきたいと思っております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 空き家バンクに対する集落の調査で、協力が得られない集落があるということを知ったことがあるんですが、所有者バンクに登録したい場合、積極的でない集落への対応は町としてどうされておられますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 調査自体は全集落をしています。空き家バンクの登録に

つきましては、あくまでも個人物件ですので、個人さんが貸したいというような物件を登録するという仕組みにはなってくると思います。当然、仕組みなりバンク制度ができましたら、まち協と協議しますので、各集落には周知はできるものだと考えております。

○木村議長 田中議員。

○田中議員 引き続き、調査、空き家バンクの設置に向けて努力していただきたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○木村議長 田中議員の一般質問が終わりました。

ここで、休憩いたします。再開は、1時半です。よろしく申し上げます。

(午後0時01分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田充議員。

○山田充議員 議長の許しをもらいましたので、一般質問に入ります。

告訴案件について、毎回同じような回答がされていましたが、事案が11月29日に告訴され、記者会見を開きますと、当日の数分前に行政より通知を受けました。高速道路を走行中で急遽折り返し、役場へ駆けつけた状況でした。2月より調整中との回答のみで、途中経過の報告は一切ありませんでした。甲良町は独裁社会ですか。告訴するなら事前に議会に報告する義務が行政にあるはずです。議会議員も町民に選ばれた町民の代表で、甲良町行政にかかわっているのですよ。甲良町、町長の独裁で何事も運営されている事実が今回証明されたといっても過言ではありません。町長の回答は。

○木村議長 町長。

○北川町長 山田議員の質問にお答えをしたいと思います。

1月に発覚した税金の着服については、皆さんからいろいろとご指摘をいただいております、早く告訴、告訴というようにお話もございました。我々としても一日も早く告訴はしたいわけではありますが、告訴をするにあたっては、それなりのやっぱり条件整備がきちっとできていないとなかなか、告訴をしても結局は最終不起訴になっても困るというようなことから、途中で告訴をするというような状況もありましたが、やむなくちょっとそれは延ばしてきたというような経緯がございます。

今回、11月29日に告訴をさせていただきました。直前になってからの連絡というようなことですが、早くから告訴をするというようなことではなく、警察の方と弁護士さんと相談の結果、告訴するということが急

遽決まったというようなことがあって、直前になったのかなというような思いもしております。ただ、3時間、4時間、半日前にそういう整備が整ったということで、告訴するという事は事前にわかっているわけですが、議員の皆さんや報道関係にあまり早くからお知らせをすると、特に報道関係の場合は彦根警察署の方に告訴するときかなり押し寄せられては混乱するというようなこともありましたので、そういう部分も配慮させていただいたというようなことでもあります。

それと、この事件について私が全て仕切って、ヒトラーじゃないですけども、そんな独裁者というような大げさな話ではなく、我々も誠心誠意この件については取り組んでいるということだけのご理解をいただきたいと思えます。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 今までかかって、10カ月ですよ。それがたったの3件で、246万とはあきれて物が言えません。3件の裏づけに10カ月もかかるのは不自然ではありませんか。3件の告訴ならもっと早く告訴できるはずですよ。町民の多くは怒っていますよ。裏には何か隠蔽工作に今まで時間を費やしたと常識人なら考えますよ。何が告訴を障害したか、最高責任者である町長自ら、自分の言葉で回答してください。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 何度も同じ回答になるんですが、膨大な資料がある中で、改ざんされたであろうと思われる資料があります。それが、5万件あります。その中の資料から手口も無数にありました。改ざんの手口を1件、1件検証しまして、その内容が刑事告訴に耐え得る内容であるかというような検証をした結果、今もって3件ということになっております。

今後とも調査を続けていった中で、追加告訴を視野に入れて、これからも励んでいきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 特別チームを設置したのに3件だけですか、告訴は。それに時間がかかり過ぎやと思うんですわ。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 特別チームは特別チームなんですが、税務課の通常業務もありまして、その中で税の方にたけた職員がそちらの方にも携わっておりました。早い段階での告訴でないことは確かですが、沢山の資料の中から今になったというのは、資料の方が沢山あったということと、手口を一つ一つひも解いていくのに当初は時間がかかっておりました。それが、真実でございます。

- 木村議長 山田充議員。
- 山田充議員 次にいきます。第三者委員会について、記者会見で今後、内部調査を受けるとありましたが、調査の全てを外部の有識者に任せると回答できますか。現在の甲良町行政の信用性はゼロに等しい。町民の多くの声はプレミアム商品券の不正も正当化している町長では、部下の不正を告発できるはずがない、このような町民の声を出す意味でも、外部に一任することが最善と考えますが、いかがですか。
- 木村議長 総務課長。
- 中川総務課長 先ほど、条例制定の中でお答えしたとおり、外部委員による第三者委員会ということで考えております。
- 木村議長 山田充議員。
- 山田充議員 全く外部でやってもらえますか。
- 木村議長 総務課長。
- 中川総務課長 はい、そのとおりです。
- 木村議長 山田充議員。
- 山田充議員 わかりました。要請書について、11月4日、議員有志の要請につき、いまだに何の回答もないのは、要請した議員を見下げているのか。ばか扱いをして放置しているのか、また、人間的に差別しているのか、明確な回答を町長自らお願いいたします。
- 木村議長 税務課参事。
- 中川税務課参事 要請書は現在、調査中の未納金明細に対してのことであつたと思っております。調査中でありますので、文書での回答は私の方から控えさせていただきました。西澤議員にお出会いする機会がありましたので、口頭での説明を少しはさせていただきました。今日、そのことについては説明させていただきます。今後、調査を重ね、できる限り要請書に沿った内容で未納者の方に納得いただけるような内容の文書を発送したいと思っておりますので、今しばらくお待ち願いたいと思います。
- 木村議長 山田充議員。
- 山田充議員 いやいや、その未納者じゃなしに、領収書があるのに再度、請求している件ですよ。
- 木村議長 税務課参事。
- 中川税務課参事 その都度、確認している方には通知文の方も送らせていただいておりますので、あとは未納金の明細の方に対しての通知とかは、精査した結果、送らせていただきたいと思いますと思っております。
- 木村議長 山田充議員。
- 山田充議員 いやいや、その返事がないんですよ。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 失礼しました。私は通知の遅れている部分もあったと聞いておりましたが、一部送れていない方もいらっしゃるようですので、すぐに通知を送るようにいたしたいと思えます。

○木村議長 山田充議員。

○山田充議員 わかりました。終わります。

○木村議長 山田充議員の一般質問が終わりました。

次に、1番 岡田議員の一般質問を許します。

1番 岡田議員。

○岡田議員 1番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

はじめに、小学校、中学校におけるトイレ問題と改善点についてお聞きしたいと思います。

いいトイレの日にあたる2016年11月10日、文部科学省が公立小・中学校のトイレ事情に関する調査結果を発表されましたが、同省が初めて実施した全国調査でわかったのは、学校のトイレの6割近くが和式便器という状況だそうです。なぜこのような調査を実施したのか理由について、4月の熊本地震で改めて学校のトイレ実情が浮き彫りになったことが一因だそうです。災害時に地域の避難所として利用される学校施設、そのときには児童・生徒だけではなく、一般の人もトイレを利用する。多くの小・中学校が避難所となった熊本地震の際には、和式が空いているにもかかわらず、洋式に行列ができる場面も見られたそうです。

また、教育現場においては、子どもたちの間で増える、トイレに行けない症候群が問題になっている。多くの子どもたちが和式だから使えない、「トイレの5K、臭い、汚い、怖い、暗い、壊れている」に悩んでいます。また、本町においては、7月7日の中学生議会の中で、質問者の1人が中学校のトイレの洋式改善をしてほしいとの質問もありました。

そこで、小学校、中学校におけるトイレ問題と改善点についてお伺いします。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 トイレの問題ですが、近年、洋式トイレを設置される家庭も増えて、和式トイレを使用する機会が減っているという現状もあります。和式トイレよりも洋式トイレを利用する子どもたちが増えてきて、学校の方からもトイレの洋式化に向けての要望もございます。議員がおっしゃいますように、文部科学省調査、公立小・中学校の施設のトイレ状況におきましても、甲良町の洋式便座の割合が全国よりも低いというような結果も出ており

ます。

そこで、子どもたちが安心してトイレが利用できるように、洋式化の方を進めていきたいと考えているところでございます。来年度の予算に要望しており、財政と相談していきながら進めていきたいと考えております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 子どもたちにとって、学校のトイレは健康面、心理面から深刻な問題であり、また1日の大半を過ごす生活の場として、さらに地域開放や災害時の避難場所としても早急な改善が望まれています。

トイレの洋式化については、和式廃止論が相次いでいますが、NPO法人日本トイレ研究所によると、洋式だからよいというわけでもなく、誰もが安心してできる空間で排泄ができることが最も重要で、他人の座った便器には座りたくないという人がいるのも当然です。そういう意味でも、トイレを全て洋式に統一し、和式を排除するという考え方は問題だそうです。ただ、トイレの洋式化をすれば問題解決すると思いがちですが、タイル張りの湿式にも問題があります。湿式の床に残る水が菌の繁殖に最適な環境をつくっていて、乾式に比べて45倍以上の菌が検出されています。

それから、学校のトイレ環境を改善するにあたり、学校のトイレ研究会のノウハウを取り入れて、トイレ環境の整備をされてみてはどうかと提案させていただきます。学校のトイレ研究会とは、学校トイレの実態をソフト、ハード面にわたって調査、研究することにより、児童・生徒が安心して使える清潔で快適なトイレを具体的に提案、普及していくことを目的に、トイレ関連企業により、1996年に発足した団体です。特に、実績のある取り組みについての紹介ですが、トイレ改修の計画段階から児童・生徒の意見を取り入れていく参加型トイレづくりが有名で、ワークショップ形式でトイレ改修を実施する学校からは、教育的効果も報告されているそうです。

トイレの洋式化についてはかなりの予算がかかるので、国庫補助の中の学校施設環境改善交付金でトイレ以外にも必要とされる整備があるように思うので、幾つか盛り込んで補助金申請されるといいかと思いますが、それ以外にも民間企業で予算があまり組めない甲良町行政にとって、確実ではないですが、チャレンジしてみる価値のある情報を見つけたのでご紹介させていただきます。

それは、小林製薬の社会貢献活動の一環として、小学校のトイレ環境の改善と正しい排便意識の啓発を目的に、2010年より小学校に洋式トイレプレゼントを実施されていて、これまで累計60校に寄贈されておられます。この企画は、小林製薬の創立100周年にあたる2019年までに全国100校への洋式トイレ寄贈をめざし取り組んでおられていて、あと残りわずか

なので甲良町の小学校のトイレ改善を切実にアピールして、寄贈してもらえるように交渉してみる価値があると思いますが、いかがでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 どうもありがとうございます。はじめに、洋式化につきましては、全てを洋式化とは考えておりません。全国の平均でも今43%ぐらいということになっております。甲良町の方はもう少し低いので、全国水準までいけるように何とかできたらなと思っております。

また、洋式トイレの設置につきましては、今、議員におっしゃっていただいたことも参考にしながら、補助金や寄贈等でまかなえる点についてはまかなっていきたいと思っております。ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 トイレが荒れると、学校が荒れてきます。トイレは学校を映す鏡ですと話された校長もいますが、トイレをはじめ学校の環境をよくすれば、学校生活がもっと快適になり、いじめや破損行為がなくなるのではないのでしょうか。また、学校を教育の場としてだけでなく、地域の教育、文化、情報、福祉等の交流拠点とし、さらに避難所としての機能を活かして有効活用を図れば地域が活性化し、明るく安心して住めるまちづくりへと発展していくのではないかと思います。この質問を終わらせていただきます。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

今、日本の学校教育が変わろうとしています。文部科学省が学習指導要領を次に改訂する際、幼稚園から高校までの教育にアクティブラーニングの導入をより強く進めることを既に示していて、学習指導要領は平成28年度中に改訂される見込みで、学校でその対応が少しずつ始まっています。アクティブラーニングにはさまざまな定義がありますが、教員による一方的な講義形式の授業とは異なり、課題の発見、解決に向けた主体的、協同的、また能動的な学習方法です。これからの教育は、アクティブラーニングの導入によって、私たち保護者が過去に受けた教育とは大きく異なるものになっています。保護者がその意義や効果を知っておくことは、子どもの学校生活を考える上で極めて重要です。

そこで、本町のアクティブラーニングに対する学校での対応と取り組みについてお聞かせください。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 議員のおっしゃるとおり、アクティブラーニングの視点として、主体的、対話的で、深い学びとして新しい学習指導要領に示されます。幼稚園では平成30年度から、そして、小学校では平成32年度、中学

校では平成33年度から全面実施がされる予定であります。文部科学省のスケジュールによりますと、来年度、平成29年度には周知徹底をしていくというようなスケジュールになっておりますので、文部科学省の動きを注視しながら、全面実施に向けて甲良町におきましても周知や準備をしていかなければならないと考えているところでございます。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 ありがとうございます。学校教育法第30条第2項において、学校教育において重視すべき3要素は、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度とされています。これをもとに育成すべき資質、能力を以下の3点で整理するが、これを3つの柱と呼ばれています。1つ目は、何を知っているか、何ができるか。2つ目に、知っていること、できることをどう使うか。3つ目に、どのように社会、世界とかわかり、よりよい人生を送るか。

アクティブラーニングの狙いは、子どもたちの思考が活性化し、真剣に課題に立ち向かっているような状況が授業の中で起きているかどうか重要で、自主的に学べるようになるのが狙いです。アクティブラーニングの効果については、自分で考える力がついたり、友達と協同的に取り組む力が育ったり、自己理解が深まり、人間関係をつくる力が育つそうです。また、教え方のヒントに、ラーニングピラミッドという図があり、アメリカの研究機関が考えた図で、講義を聞くことや本を読むことなどで、それぞれの程度、学んだことが定着するかを示すそうです。例えば、講義を開くは5%、本を読むは10%、グループ討論などは50%、体験するは75%、一番高いのが人に教えるというのが90%だそうです。人に教えたことは身につけやすいのが、この図からも証明されているので、ぜひ子どもたちには教え合い、助け合いながら、仲良く学校の授業を学んでくれればよいと思います。

本町においても、これから教育の現場において、アクティブラーニングの導入に伴い、さまざまな対応を望まれるが、子どもたちのために試行錯誤しながら、よりよい授業の提案をし、学力の向上に努めてほしいです。

次に、ICT教育の充実を図るため、タブレット端末が導入されたが、授業における生徒の反応や効果と問題点や改善点についてお聞かせください。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 ICT教育についてです。本年度、パソコン教室のパソコンを全て更新しました。小学校では、タブレット型として使えるものを導入しております。タブレットの端末をパソコン室のほかに持ち出して静止画や動画を撮ることによって、実験の振り返り、また、体育での実技の映像などを見ることによって、子どもたちの理解がより深まっていくというような

利点がございます。ただ、問題点としましては、タブレットを映すモニターが小さいので、映像はわかるんですが、文字などが少しわかりにくいというようなことも学校の現場から聞いております。

今後、タブレットを各教室でも使えるように、活用できるように考えますと、モニターやプロジェクターなど、また無線LANのルーターなどにつきましても増設など、学校の要望を聞きながら、また財政と相談しながら、できるところから進めていきたいと考えています。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 詳しい回答、ありがとうございます。タブレット端末における授業については、先ほど聞かせていただきましたが、子どもたちが楽しく授業が受けられ、うまく活用できれば、さまざまな場面で活躍できそうですが、先ほど言われましたデジタル黒板の課題や無線LANの環境の整備の改善など、課題も上がっているのが現状です。

この問題については、また宮寄議員も一般質問で聞いておられるので、ここの詳しい質問は時間の都合もあり、ちょっと時間がないので。

文部科学省から示されている教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画、平成26年から29年が進められている中で、来年度が最後になるので、地方交付金の中の教育に関する交付金についてはもう決まりはないのですが、できるだけIT化に向けた環境整備の改善予算に使っていただきたいのと、平成27年度の文部科学省予算の中で、教育の情報化に関する3つの新規事業で、ICTを活用した教育自治体応援事業がありますので、文部科学省の関係機関に問い合わせして、平成29年度の新しい別の補助金などがあるか確認しながら、別途、充実したICT教育が受けられるように、本町として最善を尽くしていただければと思います。

これで、2つ目の質問は終わりたいと思います。

次に、3つ目の質問ですが、小学校、中学校での人権学習での取り組みについてお聞きしたいと思います。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 いじめ問題を含む人権学習については、各校とも以前から行ってきております。平成29年度につきましては、東小学校の1学年で年に3回ですが、赤ちゃん先生の実施を予定しております。ただ、何年生であるかというのは今、計画中でございます。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 本町においては、他校と比べても人権学習の取り組みが充実していると感じていますが、いじめ問題や不登校問題などで子どもたちが苦しんでいるので、子どもたちが共感して学べるような人権学習を取り入れてみて

はどうかと思います。

先日の甲良町青少年育成大会において、人権バンドのJERRY BEANSさんによる講演ライブを聞く機会があって、音楽を通じて詩に共感を持ち、ありのまま体験を伝える語りを聞いて、深く感動を覚えました。今まで幾つもの人権講座に参加させていただきましたが、小学校や中学校の子どもたちにとって、これほどふさわしい人権学習はないと感じ、ぜひ来年度の人権学習に取り込めないかと思いました。

それから、先ほど参事がおっしゃっていただいた8月4日に甲良東小学校の1室をお借りして、私が提案させていただきました赤ちゃん先生の無償のイベントをしていただけたということですが、子どもたちも赤ちゃんを通じて子育てや命の大切さなどを学ぶことができ、生き生きとした表情が見受けられて、私は大変よかったですと思います。

先ほどの人権バンドのJERRY BEANSさんの講演ライブと併せて、例えば、来年の予算に新型交付金の活用でもいけるかなと思います。再度ご検討いただけないでしょうか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 人権バンドについても、今後、検討していきたいと思っています。というのも、学校の方も授業日数等の関係で余裕がないと聞いております。また、来年度の授業の組み立てについてはもう既に終わっているところでありまして、また29年度に次の年に向けて検討の方をしていきたいと考えております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 赤ちゃん先生については知らない方も多いと思うので、簡単に説明させていただきますが、赤ちゃん先生というのはNPO法人ママの働き方応援隊、本社が神戸市ですが、そこが実施している事業で、趣旨は赤ちゃん和妈妈が教育機関などを訪問し、人として一番大事なことを感じてもらう人間教育プログラムで、つい最近では、兵庫県西宮市で赤ちゃん先生の理念に共感した市が次世代の親教育授業の一環として同NPOに依頼し、希望が強かった市内の小学校4校、中学校9校、高校1校を対象に実施したそうです。導入校が行ったアンケートでは、めちゃくちゃ楽しかった、赤ちゃんを育てるのに責任があると思ったなどの声が聞かれ、参加した母親らは生き生きとした児童の反応に、育児に張り合いが持てるようになったと話しており、自己肯定感が高まっていると思うと、児童・生徒だけでなく、母親にも好影響を与えているそうです。本物の赤ちゃんに触れる機会を持つことが、命の大切さを学ぶことになると思うので、ぜひ改めてご検討のほどお願いいたします。

次に、4つ目の質問ですが、税務課職員の体調不良による長期欠勤の問題点や改善策、人事異動に対する考え方についてお聞きしたいと思います。

この1年間で4人もの職員が体調不良による長期欠勤をされて、特に課長が短期間で入れかわっているが、公金横領問題で職員が心身ともに疲弊しており、何か対策が必要ではないか。議会でも可決されているが、税知識にたけたメンバー構成で、第三者調査委員会を設立し、一日も早い全容説明と再発防止に取り組み、通常業務をしっかりと行える職場づくりが大切だと思うが、町としての考えをお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 ご心配をおかけしております。ありがとうございます。限られた職員の中でということで対応していただいております。特に税務課については、管理職が入れかわり立ちかわりたいなイメージがあるんですけども、通常業務がありますので、そういった場合には欠員が生じないようにということで、即時に対応に当たっているつもりでございます。

人事異動につきましては、他課の協力とかも必要になってきますので、他課への影響もありますし、もちろんその人事異動の対象になった職員についても不慣れな仕事へいきなり就くということもありますので、少なからずといますか、全ての職員にいろんな形で負担を負わせているということは事実でございます。そんな中で、税務課の中ではできるだけ偏らないような体制で仕事を続けるようにということも考えていってもらっているつもりですし、特にいろんな調査が必要な場合には、役場全員が協力しながらということで今やらせていただいております。ようやく告訴という段階に踏み切れたという状況が見えてきましたので、今後もまだしばらくは作業が続くと思うんですけども、そのあたりはしっかりとやっていきたいと考えておりますし、第三者委員会も設置するという動きが始まりましたので、第三者委員会がどこまでかかわれるかということはまだこれからの話になると思いますけれども、警察との連携もあわせながら取り組んでいきたいとは考えております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 この問題については、どうしても公金横領問題を早期解決しない限り問題解決しないと思いますが、職員の精神的なストレスを緩和させるためにも、心のケアが必要かと感じています。早く通常業務がきちんに行えるように、早期解決に向けてもちろん努力されていると思いますが、体調には気をつけて、引き続き取り組んでいただけたらと思います。

最後に、5つ目の質問に入らせていただきたいと思います。人口減少問題の解決策の一つである、移住、定住問題に対する取り組みと現在の進捗状

況について問うということで、甲良町総合戦略事業計画の進捗状況と甲良町のPRの取り組みについてお聞かせください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 総合戦略の進捗であります。平成27年度分の総合戦略の進捗状況につきましては、9月議会で提出をしております。本格的な戦略の実施は、今年度予算からでありまして、現在行っている状況でありますし、中身につきましては、野瀬議員のときに答弁させてもらった内容で今進んでおります。その進捗状況ということになりますと、来年度の9月議会に28年度分の状況を出していきたいと思っております。

また、甲良町のPRですが、平成28年度事業で子育て関係のポータルサイト、高虎ふるさと館の整備に併せて、藤堂高虎のイラストなり、プロモーション事業に取り組んでいますので、3月末にはそういうものができるので、それをまた表に出してPRしていきたいと考えております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 今お聞かせ願ったんですけれども、3月にはある程度、目星がついているということで、また期待したいと思えます。

私事ではありますが、10月26日に東京で全国広報委員研修会があって、日帰りでありましたが、個人的に東京にとどまり、以前から高島市や東近江市などが移住、定住問題に対する取り組みがすばらしく、助成金も上手に活用されていて、どのようにして取り組んでおられるのか興味があったので、一般財団法人地域活性化センターを視察に行き、そこの移住交流推進課長にいろいろな情報を提供していただきました。沢山のアドバイスの中で特に助成事業に関する内容で、今年度はまだ募集されていないが、移住・定住・交流推進支援事業と移住・定住に関する推進体制整備支援事業の2つの助成金があり、新型交付金の計画から漏れているこの企画を、この助成金で活用してみてもどうかと思います。助成金のアドバイスや資料は既に提供させていただいているので、平成29年度の募集情報が入り次第、連絡させていただきます。

それから、ほかにもこの同センターの前に広場のスペースがあって、年に2回ほどふるさと特産品祭りなどをされていて、テントや場所を格安で提供してもらえるので、地方だけでなく、都心にも甲良町の特産品をPRし、甲良町をアピールしてみてもどうかと思いますが、町としての検討はどうでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 助成金の話ですが、空き家の方も今、調査しております。来年度にはどういうふうに行っていくかと決める予定をしております。

その中で、推進交付金を活用しながらと考えていますが、今、議員がおっしゃられたとおり、交付金対象の部分などが出た場合は、教えていただいた助成金も検討しながら進めていきたいとは考えておりますし、年度末にある程度、PRするものができたら、議員の言われたように、やっぱり都会の方でそういうPR活動も必要ではないかなとは考えております。

○木村議長 岡田議員。

○岡田議員 今回、この施設のほかに地方移住を推進する総務省の総合窓口で、移住・交流情報ガーデンに行きました。この施設は、昨年3月のオープンから1年半近くがたち、来場者の累計は当初見込みの3倍強となる1万6,700人になるそうです。地方移住に関心を持つ人に、住まいや仕事、生活支援の情報をワンストップで提供し、常駐する複数の相談員が移住や就農支援などに関する相談に無料で応じていて、施設内にはインターネットサイト全国移住ナビを自由に閲覧できるコーナーがあり、各地域のさまざまな情報が検索できました。まだ、全国的に移住・定住のポータルサイトが充実していないので、甲良町においては全国の市町村より先駆けて、移住・定住のポータルサイトの充実を図れば、都心の移住希望者にダイレクトにアピールができ、施設内に無料で甲良町のPR資料なども置けるので、高島市を見習って、甲良町独自のPR資料を作成して、アプローチしてみたらいいのではないかと思います。

また、NPO法人ふるさと回帰支援センターでも、移住相談員による個別相談や県によっては専属相談員、相談窓口スペースを設置するなど、積極的に移住を促し、人口減少問題の解決策として力を注いでいる県もありました。

今回の3カ所の視察を終えて、私なりに感じたことは、京セラの創始者の稲盛和夫さんが「今日の成果は、過去の努力の結果であり、未来はこれからの努力で決まる」ということや、「人生の結果＝考え方×熱意×能力」と話されているように、もっと積極的に国や一般財団法人やNPO法人と太いパイプを持つ努力をして、何か東京に会議や研修で行くことがあれば、これらの施設に立ち寄り、常に新しい情報や甲良町のPR冊子の一つでも置いていくような熱意が必要ではなからうかと思いました。今後の甲良町行政の取り組みに期待して、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○木村議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

次に、8番 西川議員の一般質問を許します。

8番 西川議員。

○西川議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

皆さんもお聞きになっている公金横領事件についてであります。まず一番最初に、9月議会で出された決算書ですが、あの中で徴収金の滞納状況等を見て、出されるにあたってはやはり職員の中でいろんなことを検討されたかと思うんですが、税収不足を生じていることは確かに問題だと思うんですが、この辺のことは問題にはならなかったんでしょうか。総務課参事に聞きたいと思います。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 毎年こちらの決算の概要というのも出してございまして、まずその税収といいますか、不納欠損のあたりにつきましては、平成26年度の決算の概要で示しております。その当時、予算と事業の関係のヒアリングを税務課に行いましたときに、前年度より不納欠損の差が大きかったので、税務課の方に回答をいただきました。そのときは、町といたしましても徴収事務の方に注力してございましたので、そのときに税務課といたしましても、適正な事務処理であるとの回答であったために、こちらの方から特に指示はしてございません。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 まだ当初、発覚していなかったような状態なのか、もう出ていたと思うんですけれども、発覚はしたと思うんですが、やはり、税収不足が生じないということを検討することが一番、課長会議だとかいうのは必要だと思うんですけれども、その辺を日々、定例的におやりになっているんでしょうけれども、その中身の内容はどのようなことを審議されているのかお聞かせください。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 財政担当といたしまして、総務課の中でそれぞれ各課をヒアリングいたしまして、歳入、歳出、どのようにして1年度間、事業を進めていこうかというような協議はいたしております。また、それぞれの課のヒアリングの中でも、そのような話を出しながら、この予算で最高の事業をしていくのはどのようにしたらいいのかということと、併せて新年度予算を立てていただくときですとか、補正の前には現状の町の財政の状況を示しまして、皆さんに事業と費用対効果を考えていただいて、予算の計上をしていただきたいということをお願いしておりますし、その中でコミュニケーションをとりまして事業を進めていこうということで図っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 それは、四半期ごとなんですか。それとも、毎月やっているということですか。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 西川議員のイメージでいきますと、それだけの会議を開いているというようなことをおっしゃっているんですけども、違いますか。そのような形で全員を寄せまして説明をいたしますのは、まずは新年度の予算を各課に計上していただく前にはそれぞれ寄っていただいて、新年度の方針をこちらの方から示しておりますし、また、議員の皆様も住民の皆様にもお知らせいたしております財政の事情につきまして、それぞれ各課の方で閲覧して、その内容を確認するというようなことはそれぞれ職員の方でいただいています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 行事予定の連絡じゃなくて、毎月そのような、いわゆる密度の濃い会議がなされているんだという理解でよろしいですか。

○木村議長 総務課参事。

○宮川総務課参事 町といたしまして、昨年度から連絡会議につきましては毎月行うということで、その要領もつくっておりますし、課長会につきましては、平均して2カ月に1回、あとは臨時的に開催するというような要領もつくりまして、内容の深い会議をしております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 後で結構です。書面を見せていただきたいと思います。

次に、2番目としまして、税務課さんは今大変つらい立場になっておられるわけですけども、各課とも改善策、いわゆる今までのお金をめぐることなんですけども、いろんなことで改善策を講じておられると思うんですけども、例えば、住民課さんでしたら、どのような改善策を講じておられるか。いわゆる税務課とどのようなことをコンタクト取っているかとか、そういう形の中での改善策は立てておられますか。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 毎日、現金を扱います住民課におきましては、窓口手数料につきましては、住民票等の申請書等、交付内容を担当者と確認者が二重チェックをします。その上で、担当者が手数料を受領後、管理職が申請書とレシート、現金、おつりをチェックして、間違いのないようにしております。

閉庁後、1日の集計をレジから打ち出し、担当者2人が現金等を確認後、管理職がレシート集計と現金を再度確認して、現金を封印し、会計室に持って行ってまいります。翌日、前日の申請書の集計を担当者が行い、レシート集計と照合し、調定伝票記票後、納付書と前日会計室に預けている手数料を会計室で収納しております。領収書を調定伝票に添付し、申請書および集計表の確認と併せて決裁をしております。そのような状況でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 懇切丁寧な説明、ありがとうございます。それは、各課、ほかの課も同じような内容になっているんでしょうか。まだそこまで進めておりませんという課がありましたら教えてください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 原則的に現金を扱わないという前提で、役場の中では取り組むと。ただ、今のように住民課の窓口で、例えば住民票くださいというて、そこで200円、300円もらってというやり取りについて、一々といいまか、会計室へ支払いというのはちょっとそぐわないという形で、どうしてもという部分については、今のような取り扱いをさせていただいているということでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 建設水道課も同じようなことですか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 現金は取り扱わないように心がけております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 統一されているという理解をしたいと思います。

次に、小島一人に任せていたと、上田参事がおっしゃっていましたが、長年、不正を一人でやっていたと、私は到底理解できないと思っているんですが、その中でちょっと確認したいことがあるんです。

上田参事は、住民さんがカウンター越しに持ってきた金は受け取って、会計室へ持っていくふりをして着服したというお答えだったと思うんですが、それに間違いはございませんか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 説明させていただいたときに、1つの有力な方法として、そういうこともあったということでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 それ以外は、どのような方法があるんですか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 今、捜査途中ではございますが、ご存じのように両センターも現金の受け渡しの対応にはなっていたというように考えています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 役場の中では、今、参事が言ったような話だということですね。先ほど、5万件という話があったんですが、間違いはないですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 5万件に関しましては、調査をする対象となるものでありまして、その全てが改ざんの内容であるという意味ではございませんので、

ご理解いただきたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 5万件というのは、年数にして何年度分にまたがっているような感じなんですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 小島が入庁したときからの全ての件数と把握しております。今は、コンピューター会社に委託しておりますので、ざっとした件数しか言っておりませんが、約とさせていただければありがたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ちょっと私が聞くところによりますと、小島一人じゃなかろうという話をされる人も多くいるんですが、私もそうじゃないかなと理解をしたいんですけれども、誰か協力者がいたんじゃないかなと、どうしても思うんですが、聞くところによると、小島君が休んでいる日に、今日は小島さんが休んでいるから、翌日来てくださいというような回答をされている税務課職員がいたというようなことを聞いているんですが、間違いないかどうか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 それに関しては把握しておりません、その内容に関しては。ただ、申し上げたいのは、そのような協力者がいたということはないと思っております。今後、捜査の段階で明らかになってくるとと思います。

以上です。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 でないことを祈りたいんですけれども。決算書なんかを見ている、私はずっと前から指摘していましたが、やはり、こんだけのことが起こっているわけですね。それを見過ごしていると、本来ならもう重要問題ですね。これをやっぱり重要視していなかったということに対しての、いわゆる管理職としての責任体制はあろうかと思うんです。やはり、その辺は今だからこそ言えるかもわかりません。今まではずっと受け流し、小島一人に任せていたとはいうものの、やはり、管理監督責任というのはあるわけですよ。だから、そこを町民の方も、こんな一人でもやれるかと。課長がぼやっとしとるからそうなったんと違うんかとか、そういう話になっていくわけですね。やはり、その辺は税務課内部での問題点を洗い出すとか、大きな金額になったのは3年度分ですよ。やはり、その辺をどのような気持ちで整理されていたのか、小島一人に任せていたというだけで済む問題なのか、ちょっとその辺を今となってはどういうふうにご考えておられるかお聞きします。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 一人に任せておくというのがだめだったということは反省

しております。今後も複数体制でチェックしていくということを心がけておりますので、きちっとした対応をしていきたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 協力者が出てくる可能性もあるだろうと私は思っているのですが、そうでないと言い切れるように早くしていただきたいと思っております。

それでは、次の4番目に入らせていただきます。

発覚以降、長期間、調査業務をしているわけですけれども、11月末でその費用はどれだけかかっているのかということをお聞かせください。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 621万2,550円、事務費を含めた上での金額でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 600万云々ですが、それは5月の連休以降、10月に入ってからとか残業している分、全部含めてですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 最近、税務課も残業しておりますが、横領に関して特化したものではございませんので、その部分は加味しておりません。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 その仕分けはうまくやれていると、時間単位で管理されているんですか。それとも、今日はこの作業はなかったからとか、そういうことなんですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 先ほども言いましたとおり、加味できていないということで、案分も今のところは一応しておりません。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今、あなたがおっしゃった600万というのは、税務課職員だけの話ですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 残業も含めた上で、事務費と申しあげましたので、以前に詳細はお配りしているかと思うんですが、その内容に幾つかの項目がございますので、今ここで詳細は私の方でも把握しておりませんので、時間外だけではございません。ほかの事務費も含めた上でのことでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 前は、三百何万しか認められなかったんですが、それが300万ほど追加になっているということですね。それは、間違いなく、小島に対して請求するのかどうかということもお聞かせください。

- 木村議長 税務課参事。
- 中川税務課参事 法的手段を用いて、請求していくことを考えております。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 告訴をしたわけですから、今後はそれが調査していく上にあたって、残業なり何らかしていくわけですけれども、それはまた追加で請求できるものか、もうそれはできないものなのか、その辺をお聞かせください。
- 木村議長 税務課参事。
- 中川税務課参事 それにおきましても、顧問弁護士と相談いたしまして検討していきたいと思っております。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 検討はいいんですが、できるかどうかということですね。できない可能性だってあるわけでしょう。その辺が問題だと思います。その辺は請求できる方向で相談していただきたいと思います。
- それと、次の話ですが、複雑に操作されているという回答であったわけですが、それと5万件の内容もいろいろ調べておられるということでしょうけれども、その中身を、どういうことを調査しているんだという一例ぐらいは説明できないんですか。
- 木村議長 税務課参事。
- 中川税務課参事 大変申しわけないんですが、そのことを申し上げますと、捜査に支障をきたすということでございますので、今日はお答えすることができません。
- 木村議長 西川議員。
- 西川議員 では、私の方から1つ言わせていただきます。午前中にもちょっと言いましたけれども、扶養家族手当云々の話、国保での滞納の問題で、小島君と相談したということなんですが、それで小島君の方がいろいろ調べて、親切にやってくれたわけでしょうね。扶養家族手当、ほかにもあったんかもわかりません。私は書面を見ていませんので、中身はわかりませんが、その辺のことで相談にのってやっていたというところなんですが、その方が言うには、毎月納めにきておられるようですが、今も来られているんだと思うんですけれども、その方は毎日、残業されていますので、今日は私は何時までおるから、夜に来るんやったら何時まで待っていますから来てくださいという形で、1人のときにはカウンター越しにしゃべったと。それ以外のときには、昼間来たりするすることもあるんでしょうけど、スロープのある部屋、入って左の奥だと思うんですけど、そこへ行ってお渡ししたということをおられます。その辺が昼間だけじゃなくして、夜までやっていたというところもあるわけですね。会計室へ持っていくふりをしていたとかそんな話

じゃない。また別の角度でもやっているということもあるわけですよ。

やはり、その辺は今後またいろんな話が出てくるかと思うんですけど、もういいかげんに皆さん、正直にしゃべったらいいんじゃないんですか。24万8,200円で、私はお茶を濁そうとしているんじゃないかという気持ちがせんでもないんです。やはり、その辺を今まで調べてこられて、全く3件以外に追加できないと、証拠書類もそろっていないと、そんなん信じられないです、私は。その辺はどういうふうに考えておられますか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 何度も申し上げるんですが、個人を特定することにもなりますし、捜査の妨げになります。もうここでお答えすることはできないので、ご理解いただきたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 皆さん、調査されたわけですよ。何と何を調べてこいという話の中から調査されていると思うんです。各課長さんもお手伝いされたりしているわけです。そこで、その書類が3件以外は全てぱーだったという理解になるんですけど、よろしいですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 3件だけに特化して調べたわけではございません。今言うように、沢山の膨大な資料がございます。そこから今まで、精査をしている段階でございますので、まだいろいろなことが出てくるかと思えます。今しばらくお待ち願いたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 精査、精査と言いますが、今しばらくと言われますけど、ええかげにせえと私は言いたいんですよ。やはり、確信犯的なものは何ぼかあるはずですよ。やっぱりそこら辺ができないのか、出せなかったのかということ。現在こんだけはあるんだけど、次の機会を待っているんだとか言うならまた別ですけど、そんなもん今の中で5万件ある中から調べあげて、間違いのないやつを出すんやいうたら1年や2年かかりますよ。その辺を皆さんはどう思って回答をされているのかお聞かせください。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 先ほども申し上げましたが、追加告訴も視野に入れているということもありますので、いつというお約束ができないだけとさせていただきたいと思えます。ある程度の資料はできておりますが、ここでは申し上げることができないということでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ある程度、資料は整っているんだということで理解したいと思

ます。そんな長く時間はかからないと思います。なかなかその辺が難しいんだと思うんですけど、皆さんの中で一生懸命やっておられることに、けちばっかりつけたら怒られるかと思いますので、次にいきたいと思います。

税務課職員の長時間労働に関しては、先ほど岡田議員も質問されていましたが、税務課職員の長時間労働は1カ月どれぐらいになっているんですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 11月現在で、20時間以上の残業は1人につきあります。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 残業が20時間、それは1日1時間ですよ。真剣に調べていると言われるのか知りませんが、それに関して、私らが役場を通ると、ここのように電気ついているんです、税務課のところ。そんな6時とか6時半の単位じゃないんですけど、賃金カットしているわけじゃないんですね。その辺、聞かせてください。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 税務課が答えることではございませんが、閉庁になりまして、30分の事務の時間外がつけられない時間がございまして、それも引き算をしているんです。そこは総務課の方で、人事の方でちょっと把握していただいていると思いますので、今はざっと時間外というので20時間という私の管理している中で言わせてもらっていますので、いる時間はもっと、西川議員が言われるように、おります。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 滋賀県で問題になっていますけど、知事公室が残業100時間オーバーとか何か言われていまして、湖東土木でも最近、あちこちの企業の中に入られて、残業時間やっておられます。この間、私が聞いていたのは80時間、どう説明しようかなと経営者の方が悩んでおられましたけど、進んでやっていると理解していたらいいんじゃないのと私は言っていたんですけど、この辺で褒められたのは古河ASだと思うんですが、あとのところが、自治体も含めてやはり残業時間というのは管理していかないかん問題だと思うんですが、今、甲良町の中で一番残業していると思う部門の税務課が20時間しているか、ちょっと超えたぐらいということですから、残業時間に対しては問題ないかわかりませんが、カットもしていないという中で進められている割には、ちょっと時間が少ないん違うかという理解もせんでもないんですけど、一番多いときで、発覚した当初調べたときは、どのぐらいの残業をやっていたのかわかりますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 そこまでちょっと精査できていないんですが、総務課として

は時間外、サービス残業をせよという命令は一切していませんので、職員の健康状態とあわせながら、必要な時間外をやると。やった分については必ず時間外を出すようにということをお願いをしているところです。

税務課職員については、平均的に時間数が多いとご理解をいただきたいと思います。他課については、その職務、職務、担当によっては突出して多い者もいるかもしれませんが、税務課についてはそういう特殊業務があるということで、平均的に多いと認識しております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 その中で、健康管理の問題も適切に管理されているということですが、課長が先ほどから次々と休んでいかれると、病欠というような形で休んでおられるわけですけど、トップがいなくなるということは、日々の業務に支障を来すことは間違いないように思います。その辺を考えると、日々の中で複雑に操作されたやつを解析していく中で、頭の中も混濁していくというようなことも考えられます。その辺に対して、今後の問題としては職員不足を生じてオーバーワークになる、その辺の仕事をどういうふうにしていったらいいのか検討されているかと思うんですけど、間違いを起こさないようにするための改善策というのを総務課長と相談はされているかとは思いますが、総務課長が先ほどの答えにもあったと思うんですけど、もう一度、改善策をお答えいただきたいと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 改善策といいますか、職員の人数も限られていますので、税務課だけに集中したいんですが、なかなかでき切らない部分もありますので、それに加えて、他課でも人員不足が生じている現状がありますので、そこは第三者委員会なり、警察への告訴が進んでいったという段階でどこまで連携しながらというのはあるんですけど、職員の増員がなかなか難しい中でということでは苦慮しているところです。ほかの職員が手伝ってできることについては、全てが取りかかるという体制ではいっているんですけど、そういうような形で今しばらく乗り越えるしかないのかなとは思っておりますが、職員の健康も第一ですので、そういった状況で進めていかざるを得ないということがあるということも少しご理解をいただければ大変ありがたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 あまり残業で頭を抱えさせることのないようにしていただきたいなと思います。

それと、あちこち飛んで申しわけないんですけど、3,000万円を超えるとおっしゃったんですけど、それが先ほどの次に向けての書類である程度、

確約できるのか、ただ1,000万までなのかとか、その辺の見通しはありますか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 金額も時期的にも、まだここではお答えできる段階ではございません。でも、早急に対処したいとは思っておりますので、しばらくお待ち願いたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 それでは、次に進ませていただきます。

税務課臨時職員がおられるかと思うんですけど、日々の業務内容はどのようなことをおやりになっているのか。それと、今度の公金着服に関しては、全然携わっていないのかとか、その辺をお聞かせください。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 臨時職員さんには、納付書の発送とか窓口業務が主でございます。横領に関しての資料の作成といいますか、簡易な作成はしてもらっております、コピーなど。それぐらいでございます。職員の補佐的な業務でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。それから次に、滞納があつて、県に対してもその遅滞や滞納がないのかと。それともう一つは、納付額で、他の市町村と比較して、甲良町はどの程度の位置にあるのかということ、この2点をお聞かせください。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 現段階での県税の滞納というものはございません。ただ、今後調べていく中で、確定した時点で納付しなければならない、横領に関しての部分は出てくるかとは思いますが。それに関しては、湖東納税課の課長と11月28日に面談させていただきました。確定次第、納入させていただきますということでご理解いただいております。

あと、県税の順位ですか。収納の額の順位というのが、滋賀県が28年9月に直近のデータとしまして、平成27年の分を公表しております。全ての税におきまして、現年度滞納分におきまして、低いんですが、18位でございます。後ろから数えて2番目でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今のところははっきりした段階でそういうような書面が出てくるということで、県の方の理解もいただいておりますので、この件はこれぐらいにしたいと思います。

それから、町民への説明を早くしないと税金納付にも影響が出てくるとい

うことを考えるわけですが、町長も先ほどまとめて流れを全部説明するというをおっしゃっていましたが、この辺で今までの現金納付に対して遅延が出ているとか、今後、心配だとかいうことはありませんか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 出ているかもしれませんが。横領事件があった役場に納めたくないというお声もあるかもしれないですが、それに関しての遅延がある、滞納があるというのは把握できていない状況でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 まだその辺は未納であるとか云々は、まだ今のところではわからない時期なんですか。四半期ごと納付されている人もおられるんですけど、その辺がない人もいてるんじゃないんですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 済みません。ちょっと私が理解できていない部分もあるんですが、現年度の場合ですと、減っているというような認識ではございません。同等に入ってきている、通常にいつも納めていただいている方には間違いなく入れていただいているというのが現状でございます。パーセンテージで今出していませんが、さほど変わっているという認識はございません。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ほぼ平常どおり入っていると、通常どおり入っているという理解しておきます。いずれにしても、町民への説明が近々なされるんだろうと思いますので、その辺は町長、よろしく願いしておきます。

次に、給食費の徴収についてということで、前回のときにも全協や決算委員会でいろいろやったんですが、改善策を決定されていると思うんですが、効果はどのようになっていますか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 9月末に滞納者40名に対して催告書の送付をさせていただきました。その結果、23名の方と折衝をすることができました。折衝する上で、ほとんどの方が分納ではありますが、5名の方が完納となっております。現在のところ、29万7,200円の納付を確認しております。また、折衝がとれていない滞納者につきましては、これから教育委員会の職員みんなで電話連絡をする予定しております。金額的に29万7,000円というのは少ないかもわかりませんが、以前と比べて多少の効果があったのではないかなと実感しております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 40名というのは、70万円に対応する人なんですか。それとも、まだまだその一部の人ですか。40名に催告書を送ったというのは。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 皆さんです。はっきりした数字が言えないんですが、四十数名の滞納者がおられました。その中でこの催告書を送る前に、事前にお話しできた方もおられます。その結果が40名の方全てに催告書を送ったということです。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 対象人員がわかったというところだと思います。それは、25年度、26年度の分も合わせて送っているということですね。以前の教育委員長をしておられた方に話を聞いたんですが、その方がおられたときに、ここで見てみますと、22年度かぐらいのところで、11万6,200円があって、こんなに滞納していて、どうするんだということで、教育委員としてみんなまとめて教育委員会の方へ、これは何とか改善しろという通知を出したと、意見も述べたということで、私のときには7万円台になったはずだと言っていました。2年後にも7万円台になっていますけど、やはりそういうことをして努力をされていたということに対して、今までこの3年ほどで増えてきたのは、いわゆる教育委員会のサボタージュに等しいんじゃないかなと理解するんですが、間違っていますか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 議員のおっしゃられるとおりだと思います。そのため、今年度から今までできていなかった部分をちょっとずつでもという思いで、これからも進めていきたいと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 あなたを責めるつもりで言ったわけじゃないですけど、やはり以前はそのような努力をされていたと。やっぱり、これは滞納問題も給食費に限らずいろんなことが一緒だと思うんですが、町長も前は金を払わなければ食わしたらいかんぐらいのことをおっしゃっていたわけですけど、やっぱりその辺は今後考えていただきたいと思います。

それと、これでもまだ払われない方が出てくるかと思うんです。百何万に対して30万ぐらいですから、まだまだ努力はしてもらわないかんわけですけど、給食をいきなりとめるということは最後の手段であって、途中の手段ではどういう方向がいいかというようなことをこの間の段階でチケットに整理するとか、いろんなことをおっしゃっていましたが、今、教育委員会の方として、そういう人に対する対応は決めておられますか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 今現在では、決めておりません。ただ、この40名の方の中でも、確かに悪質というか、高額滞納者の方もおられたりとか、あと

子どもが卒業しておられる保護者の方もおられます。また、過年度ではありますが、1カ月分だけとかいう方もおられました。その中で催告書も3つのパターンに分けて送付をさせてもらったわけですが、高額滞納者につきましては給食停止というのも検討しているというような文面であったんですが、それを実行するかどうかというのは今のところは考えていません。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 とめるいうことは大変気苦労、嫌な思いをしながらやらないかんということですから、いろいろ検討していただきたいと。手順はどのようにするのかということで、やはり回収はもう当然やってもらわないかんけど、その次の手段として、次の払わない人が出ないような方向を考えてほしいと。ゼロにするのが目標だと思いますので、その辺はひとつよろしくお願いしておきます。

次に、課の統廃合についてというところでお聞きします。

1年ちょっと前になるかと思うんですけど、人口減少が著しいということの中で、以前に課の統廃合を私はちょっと提案したことがあるんですが、総務課長は今どのような検討内容になっていますでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 役場の中では参事級の職員を中心に意見を取りまとめるようにということで、その会議もなかなか行われていないのが現状ですけども、各課の意見をいただいて、あとそれぞれの業務にどのぐらいの人数が必要なのかということを提供しました。ちょっとまだ総務課の方で集約ができていなくてまとまっていないですけど、それをふまえてやっていきたいと思っています。

当初の目標は来年度から新しい体制でと思っていたんですけど、なかなかちょっとそこまでは。29年度は課の数は現状と変わらないという形で、業務としましては介護保険の賦課給付部分だけを住民課の方で国保、後期医療と併せてまずやっていこうかということを考えています。高齢者の手続の負担を少し和らげたいというのが目的です。29年度夏ごろまでには、30年度に向けて課の統廃合も併せて骨子を固めて、秋以降に予算関係も見積もっていきながら、30年度に向けて新しい体制で取り組んでいきたいということで今のところは考えています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 なかなか難しいかとは思いますが、積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

次に、最後ですが、新制度、公職選挙法が改正になったわけですが、7月の参議院選挙が実施されました。そのときの18歳、19歳の投票動向、

有権者数と投票結果がどのようなものであったか教えていただきたいと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 18歳、19歳に特化してちょっと報告させていただきます。
18歳の有権者数が50名、19歳の有権者数が90名、合計140名が新たな有権者ということになりました。これは先の参議院での話です。実際の投票につきましては、18歳が28人、19歳が38人、合計66人ということで、投票率は18歳、19歳で47.14%ということで、まことに恥ずかしい結果ですが、県下で16位という結果になっております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 50%以下ということで、新しい制度にもかかわらず、投票率が悪かったということなのですが、就職されている方とかやっぱりいろんなところでできない人とかいろんなことがあるかとは思いますが、どうすれば投票できるんだということに対しての啓発活動を今後考えていかないかと思うのですが、どのようなことが考えられるかお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 前回の選挙では、18歳、19歳の新しい有権者に、郵送で啓発用のティッシュをダイレクトメールで送らせていただきました。それと、毎回のことですが、Kモールの前で啓発文を入れて啓発したということで、ダイレクトメールを送ったというのが目新しい対応でございました。それにもかかわらず、この結果であったということをおまえますと、どういう形でやるのがいいかということは検討する必要があるかとは思っておりますが、具体的にどうしようと、例えば彦根市なら県立大学に設けるとかいろんな方法があったように聞いておりますけれども、甲良町の場合にはそういった場所もありませんので、彦根市と同じことはできないと認識しておりますので、甲良町に合った形をどうするべきかというのはちょっと考える必要があるとは考えています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 不勉強で申しわけないんですけど、他地域での不在者投票というのもできるんですか、できないんですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 不在者投票はできないと思います。期日前、これも多分できないと思います。できないというのは、選挙の形態によって違います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 基本的にできないと理解します。

これで私の一般質問を終わらせていただきますが、いずれにしても公金横

領事件に対しての甲良町の住民の注目度は今まで以上に強いものがありますので、やはり一日も早く解決するようにもっていくということに全力を挙げていただきたいと思いますし、町長が先ほどおっしゃいましたけど、早く町民に本当のことを報告するということをやっていただきたい。それと、私もちょっと口悪く言いましたけど、全容解明に向けてやはり早くしていただきたいと。追起訴を途中で投げ出すようなことのないように、最後の最後までやってほしいと思いますので、よろしく願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○木村議長 西川議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 5 9 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 西 川 誠 一

署 名 議 員 丸 山 恵 二